

第百五十一回 参議院厚生労働委員会會議録第十九号

平成十三年六月二十六日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

六月二十一日

辞任

森山 裕君

海野 義孝君

六月二十二日

辞任

齊藤 滋宣君

宮崎 秀樹君

今井 澄君

木俣 佳文君

六月二十五日

辞任

金田 勝年君

金本 邦茂君

仲道 俊哉君

朝日 俊弘君

小川 勝也君

山本 保君

補欠選任

金本 邦茂君

山本 保君

補欠選任

金田 勝年君

仲道 俊哉君

朝日 俊弘君

小川 勝也君

補欠選任

齊藤 滋宣君

鹿熊 安正君

武見 敬三君

本田 良一君

木俣 佳文君

海野 義孝君

出席者は左のとおり。

委員長 中島 真人君
理事 龜谷 博昭君
齊藤 滋宣君
柳田 稔君
沢たまき君
井上 美代君
大島 慶久君
狩野 安君
鹿熊 安正君

委員

政府参考人 総務省自治行政局長 板倉 敏和君
財務省主計局次長 杉本 和行君
文部科学省高等教育局私学部長 石川 明君
厚生労働省健康局長 篠崎 英夫君
厚生労働省医薬局長 宮島 彰君

第七部 厚生労働委員会會議録第十九号 平成十三年六月二十六日【参議院】

田浦 直君
鶴保 庸介君
南野知恵子君
川橋 幸子君
木俣 佳文君
長谷川 清君
本田 良一君
海野 義孝君
浜四津敏子君
小池 晃君
大脇 雅子君
西川きよし君
黒岩 秩子君
吉田 幸弘君
坂口 力君
榎屋 敬悟君
南野知恵子君
田浦 直君
川邊 新君
板倉 敏和君
杉本 和行君
石川 明君
篠崎 英夫君
宮島 彰君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 岩田喜美枝君
厚生労働省年金局長 辻 哲夫君
社会保険庁運営部長 富岡 悟君
農林水産大臣官房総括審議官 川村秀三郎君
農林水産省経営局長 須賀田菊仁君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険及び労働問題等に関する調査(臓器移植に関する件)

○委員長(中島真人君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十五日、山本保君、朝日俊弘君及び金本邦君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君、本田良一君及び鹿熊安正君がそれぞれ選任されました。

○委員長(中島真人君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に齊藤滋宣君を指名いたします。

○委員長(中島真人君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案の審査のため、本日の委員会に総務省自治行政局長板倉敏和君、財務省主計局次長杉本和行君、文部科学省高等教育局私学部長石川明君、厚生労働省健康局長篠崎英夫君、厚生労働省医薬局長宮島彰君、厚生労働省年金局長辻哲夫君、社会保険庁運営部長富岡悟君、農林水産大臣官房総括審議官川村秀三郎君及び農林水産省経営局長須賀田菊仁君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島真人君) 次に、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川橋幸子君 連日お疲れさまでございます。最

終盤に差し加かっておりまして、いまいちおつき合いたいと思います。

さて、年金三法といましようか、確定給付、確定拠出、四〇一kと言われる大きな企業年金の枠組みの法案が先週議決されたわけでございますが、きょうは残る農林年金の統合法案についての質問をさせていただきます。

この法案につきましては民主党は賛成でございます。衆議院でも審議が行われ、また附帯決議として当事者間の皆様方の要求も含めた三点にわたる事項が決議されているところでございます。きょうも傍聴席には関係者の方々がたくさん来ておられるわけでございます。

年金問題につきましては、非常に大きな日本の年金制度の将来像をどう描くかというそういう将来ビジョンの問題につけ加えまして、それぞれの年金がそれぞれの発生の由来、経過を踏まえましてそれを一元化し統合していくことは、逆の意味で非常に難しい問題であると考えております。

今回の農林年金の統合法案につきましては、紆余曲折はあったものの、当事者の方々の真摯な御努力で円満な法案成立までこぎつけたわけでございますので、附帯決議の施行も含めて法案に賛成であることを前提にいたしまして、さらに今後の施行について要望させていただきます。質問に入りたいと思います。

特に、その要望事項の一つといたしましては雇用確保の問題、これが現実の問題として人々の暮らしに直結する問題として大変大きいのではないかと存じます。ぜひ、雇用確保等の問題について、適正な対応を含めて今後の施行に当たっていただきたいということを申し上げさせていただきます。

それでは、以上を前置きといたしまして、質問に移らせていただきます。

年金一元化ということがよく言われるわけでございませうけれども、一元化の意味ということが割合抽象的なままで使われることが多いように感じられます。年金一元化の意味について、そして年

金一元化に向けての今回の統合の問題もございすし、残る年金の統合の問題もあらうかと存じます。そこで、年金一元化の一元化という意味、そして統合に当たつての基本的な考え方、一番最初にこの大きな問題を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 一元化のお話は、もう非常に古くから言われておった問題でございますが、とりわけ、昭和五十九年でございすか、閣議決定をされましてから特にこの問題につきましてはその推進に向けて動いてきたというふうにしておりまして、一元化という言葉と、一体化という言葉も初めはございましたし、いろいろな言い方がございましたけれども、一元化というふうに言われます以上は、やはりその中身におきまして一体化をされていくということではなからないだろうというふうにしておりまして、農業共済が厚生年金保険と統合をしていただくということになったわけでございすか、あとまだ残っておりますのが国家公務員共済、それから地方公務員共済、そして私学共済と、この三つがまだ残っているわけでございす。しかし、これも将来的にはやはり一元化の方向に向かって進まなければならない課題だというふうにして、次第でございす。

二〇〇四年が次の財政再計算のときになっておりますけれども、そのときまでにと申しますか、そのときを目途にと言った方がいいのかもしれないが、国家公務員共済と地方公務員共済、これは財政単位の一元化を図って、そして国家公務員、地方公務員もこれは同じ内容にしていきたいと思いますというところにぜひしてもらいたいというふうにしておりまして、

それから、私学共済の方は、お若い先生方も多いものでございすから、なかなかいろいろ御意見のあるところとございすけれども、しかし将来のことを考えましたときに、やはり一元化の方向に御一緒にやはり進んでいただかざるを得ないというふうに思っております。

というふうに思っております。したがって、この私学共済の方ににつきましても、保険料の引き上げの前倒しでありますとか、そうしたことでこれは国家公務員共済あるいは地方公務員共済、こちらの方と一遍同じになつていただいて、それから全体で一緒になつていただくのか、あるいは最初から厚生年金保険の方に一緒になつていただくのか、これは今のところまだちよつとはつきりいたしておりませんけれども、とにかくさまざまな条件をまず一元化していただいて、そして将来に備えていただくようにしていきたいというふうに思っている次第でございます。それを二〇〇四年までにはぜひおやりいただいて、そしてその後、本格的なこの一元化に向けて進めなければならぬというふうに思っております。

大変難しい問題も国家公務員あるいは地方公務員の場合には含んでいるだろうというふうに思ひますけれども、しかしこの公的年金の一元化という大きな前提の中にありまして、それらの困難な問題も乗り切つていかなければならないと考えておるところでございす。

○川橋幸子君 大臣から、大筋大きな考え方の話と、これからの国家公務員共済、地方公務員共済の統合の話、それから私学共済が将来どうなるかの話、三問ぐらいに分けて伺おうかと思つておりましたら、まとめて、かえつてわかりやすくお答えいただけたら存じます。

政府参考人の方々にわざわざお見えいただきましてお答えいただくように事前に通告しておりますが、大臣の答弁で尽きているような感じもいたしますけれども、せっかくお見えでございますので、やはり答弁をお願いしてみたいと思ひます。

結局のところ、大きな公的年金の一元化の方向に向けて将来進めていくとして、当面は財政基盤を、何というんでしょうか、統合していくという手法でいくと、こういう手法でもってそれを實現していくということのようでございます。

この点につきまして、大筋はもう大臣から答弁いただきましたけれども、国家公務員共済、地方公務員共済について、次期財政再計算の時期にどのような財政単位を平準化させ考えていくのか、技術的な問題をわかりやすく御答弁いただければありがたいと思ひます。

○政府参考人(杉本和行君) では、国家公務員共済の立場から、今後の年金一元化についてのどのように考えているかということでお答えさせていただきます。

坂口大臣から御答弁があったとおりでございますが、まずは公務員という職域に適用されます国家公務員共済、地方公務員共済につきまして、両制度間で財政調整を図りつつ保険料の一本化を目指すという意味で財政単位の一元化ということとございす。二〇〇四年の次期財政再計算は、財政単位の一元化を前提に実施することとしたいと考えております。

さらに、その先の被用者年金制度のいわゆる二階部分の統一な枠組みの形成につきましても、本年三月十六日の閣議決定、これに沿ひまして適切に対応していきたいと考えております。

○政府参考人(板倉敏和君) 地方公務員共済の立場で御質問にお答えを申し上げたいと思ひます。先ほど来御答弁がございすとおりでございすけれども、まずは公務員グループといたしまして財政単位の一元化を早急に實現することとしておりまして、二〇〇四年、平成十六年の次期財政再計算は、財政単位の一元化を前提に實施したいと考えております。

財政単位の一元化と申しますのは、先ほどお話をいたしましたように、複数の年金制度の財政単位を一つのものとしてとらえまして、これを計算の基礎として年金財政を運営していくということと考慮しております。国共済と地共済との財政単位の一元化のあり方としましては、組織、制度としては独立をしままで、両制度間で財政調整を行いつつ、最終的にいわゆる保険料率を一本に

するということと考えております。

具体的な調整の仕組みにつきましては、今後設置をされます検討の場において十分検討してまいりたいと考えております。

さらに、その先の被用者年金制度のいわゆる二階部分の統一の枠組みの形成につきましても、三月十六日の閣議決定に沿いまして適切に対応をしております。

○川橋幸子君　まず財布を一つにすることから始めるということですが、それぞれのお話にございましたように、協議を十分に重ねていただきまして、円滑な一元化に向けての御努力をお願いさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、残る一つ、私学共済が公務員以外の共済で残っているわけでございますけれども、先ほど大臣の方からも、現時点では厚生年金に統合するかどうか、これはまだ結論が出ていないということでございます。ただし、財政再計算をしたときに、今回の農林年金のように財政が悪化してもたなくなるから厚生年金と一緒にするという点では、厚生年金の方は本来年金共済制度、年金共済する共済制度のような非常に損な役割を担うことになる。現にそのような関係者の方々からの不信感も聞かれるわけでございます。

ということで、被用者年金制度における私学共済の位置づけの意味も含めまして、私学共済の今後のあり方、年金一元化に向けての検討のあり方について御答弁いただきたいと思っております。

○政府参考人(石川明君)　ただいま先生の方から、私学共済の位置づけあるいは意義のようなことも含めてというお話がございました。

私学共済の目的や役割と申しますのは、私立学校に優秀な教職員を確保し、また安んじてその職務を果たすことができますように、国公立学校教職員の福利厚生に準じた制度を設けるということでございます。

そこで、今後の検討の方向といえますか、今後につきましても、国公立学校教職員の福利厚生と

の均衡を保つというようなことを念頭に置きながら、国共済あるいは地共済の検討などを踏まえながら、公的年金制度の一元化の推進という大きな流れの中で私学共済をどのように位置づけていったらいいのか、そしてまたそのために必要と考えられる措置は何かなどにつきまして、ただいま厚生労働大臣からもさまざまな選択肢といえますが、それからステップ等、お話があったわけでございますが、それらを頭に置きまして、今後関係者の間で協議、検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○川橋幸子君　それでは、以上三問の他の共済関係に対する答弁はこれで結構でございますので、御退席していただいております。

さて、それでは、今回の統合に当たりまして一番大きな議論的になったのは、やはり移換金の問題ではなかったかと思っております。幸い、当事者間では円満な合意が見られたようでございますが、数点確認をさせていただきます。

厚生年金、国民年金の積立金についてもかなりの赤字が出ておりまして、どこでも年金財政は大変なわけでございますけれども、今回統合するに当たりまして、農林年金の側からは積立金、一兆六千億円でございますか、これを厚生年金の方に移換されるということでございます。実際にいつどのような形で移換なさるのでしようか、具体的な時期と、現ナマを持っていかれるのかどうか、原資の問題を含めて伺います。

○副大臣(榎屋敬悟君)　積立金の移換金一兆六千億、この取り扱いについてのお尋ねでございます。

現ナマをいつというお尋ねもありましたけれども、おっしゃる通りに、農林共済の積立金からの移換金一兆六千億につきましては、積立金の資産管理状況などを踏まえて、できるだけ早く移換されることが適切というふうに考えております。

すけれども、やはり基本的には当該年度に支払いを行う、それが基本ではないかと思っておりますが、もちろん状況によりまして一定年限にわたって分割して支払いを行ったという事例があるわけでありまして。

では、今回どうするかということでございますが、今回の移換の具体的な時期、方法につきましては、今後、法案を成立させていただいて、農林水産省や農林共済組合とも御相談しながら検討してまいりたいと思っておりますが、今申し上げましたように、今までの経緯から、一括でしていただけないということになるか、あるいは分割かというのは、今の時点ではまだ申し上げられない状況でございます。

○川橋幸子君　移換する前の積立金本体、二兆円あるというわけでございますけれども、この本体そのものも適正に管理されて現在本中に存在するののかどうかということも、この金融不安の中では、はた目からというところ縮めてございますけれども、そういう感じがあるわけでございます。どのように運用されているのか存じませんけれども、本中に二兆円は確保されているのでしょうかという問題と、この金融状況の中で、不動産、株などで保有している場合は目減りということが考えられますが、その目減りの心配はないのかということを確認的にお尋ねさせていただきます。

○政府参考人(須賀田菊仁君)　農林年金の積立金の目減りの問題をお尋ねでございます。

平成十一年度末におきまして、農林年金の資産残高が約二兆円、正確には二兆六千億円でございます。その内訳は、投資有価証券等が約八割でございます。預金が一割というところで、残りが福祉事業の貸付金ということになっているわけでございます。

そして、この二兆六千億円の残高に對します時価評価が二兆一千二百四十七億円でいうことになっておりまして、約一千二百三十億程度の評価損というところでございます。資産価値の目減りはしていないということでございます。有価証券

の運用におきまして約一千億円の含み益がございまして、資産運用には問題がないというふうに認識しております。

○川橋幸子君　資産管理は大丈夫であったということでございますね。

それでは、その次の問題でございますが、今回移換するに当たりましては千六百億円のの上乗せ保険料が算定されているわけでございます。それが厚生年金への移換金になっているわけでございまして、これは、これからの組合員数の減少というリスクを見込んでこの一千六百億円が算定されているわけでございますけれども、まずその減少数の見込みというのは確実なのではないかとということ、もし、こういう雇用情勢、あるいはさまざまな聖域なき改革という、この御時世でございますので、そうした見込みが狂った場合にはどのようにそれを担保しようというおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○副大臣(榎屋敬悟君)　今、上乗せ保険料一千六百億のお話をいただきました。これは、委員もお話しされましたように、今回の統合に当たりまして、将来の農協等の職員が見込み以上に減少する可能性があるということから、千六百億円の上乗せ保険料を求めるといったところになったところでございます。

農協職員の今後の見通し等については私どもがお答えする立場ではございませんが、この額につきましては、積立金の移換金一兆六千億と合わせまして今回の統合に伴う移換金総額一兆七千六百億という水準で、委員からもお話がありましたように、厚生年金あるいは農林共済の双方の関係者の合意が得られたというところでありまして、この合意は大きいというふうに思っております。

ただ、御指摘とは逆に、組合員数がこの見込みほど減少するかもしれないということですが、仮に見込みほど減少しなかった場合におきましてもこの一千六百億円を減らすことはないわけであります。逆に組合員数が見込み以上に減少しても追加の負担を求めるといったことはないので

合意をされたというふうに理解をいたしております。

○川橋幸子君 それでは、もう一問この統合法案について伺います。

そもそも論と言われるかも知れませんが、やはりそもそものところをしっかりと、責任の所在を明らかにしていただきたいと思うのでございます。

農林年金は、地方公務員並みの給付を目指すというところで、昭和三十四年に分離独立されたわけでございます。それが今回、出戻りと言った変で、戻られるというわけでござい

ます。厚生年金から飛び出されて今になって結局戻ってくるということは、厚生年金の側からはまた不満も聞かれるところでございますけれども、そもそもこういう農林年金の運営が心配だったのではないかと、言われてもいたし方がないのではないかと思います。年金自体の話よりも、農協、漁協関係のそうした組合の経営方針にも影響するかも知れませんが、やはり

こうした農林年金に行き詰まりが見えていたことに対してちゃんと対策を講じていなかったという組合、あるいはそれを指導監督、支援してきた農水省の責任というのは大変大きいのではないかと思います。

農林年金の運営が大分ジグザグいたしました。この原因と責任の所在はどういうところにあったのか、農水省の方からお答えいただきたいと思

います。○政府参考人(須賀田篤仁君) 先生御指摘のように、農林年金が厚生年金から離脱をいたしましたのは昭和三十四年のことでございます。当時、農地改革から十年余というところでございまして、三ちゃん農業というような言葉に代表されるように、そろそろ農業の曲がり角というのが見えてきた時代でございまして、農業の振興について関係機関に対して強い要請があったわけでござい

ます。先生今御指摘のように、農村社会で人材のとり

合いをしておりました市町村役場に負けない待遇というところで、厚生年金から離脱をいたしまして独自の共済制度をつくったと。また、このときの事情には、当時の厚生年金が職員五人以上でないといえぬという事情がございまして、当時、農林漁業団体の三分の一がこれを満たさないというような事情もあったわけでございます。

いづれにいたしましても、今から振り返りますと、財政単位が大きければ大きいほど年金は安定していくという点、それからその後の経済成長によりまして厚生年金の内容が充実をしていったという点について思いが至らなかったということ

でございまして、大変私も農林年金サイドも反省をしていこうとでございます。そして、今般、御承知のように、農村社会におきましては高齢化が全国平均より約十五年先取りをしていくという状況がございまして、成熟化の度合いが厚生年金よりも農林年金は高いという点、そして加入者規模が小さいままでは就業構造の変化の影響を強く受けるという点な

とで、厚生年金サイドの財政に支障のないように所要の移換金等を準備いたしまして、統合を目指すこととしたわけでございます。○川橋幸子君 とにかく、振り返ってみれば、結果として仕方がなかったという言葉になつてしま

うのかもわかりませんが、これを奇貨というのとはちょっと言葉が適切ではないと思

います。こうした経験をさらに今後の私学共済の問題等々に生かしていただいて、今後の公的年金の一元化あるいは年金財政の安定等に御努力いただきたいというのを申し上げまして、年金関係の法案はこれで質問を終わらせていただきます。残る十三分ばかり、最近起きたベビーホテルの問題について質問をさせていただきます。私、住まいが板橋でございますので、豊島区

の無認可保育所ちびっこ園池袋西の痛ましい乳児死亡事故というものが、地理的な距離が近いというのも大変即物的でございますけれども、大変憂慮されるのでございます。

小泉内閣におきましては、保育園の待機児童ゼロ作戦ですとか、あるいは児童保育の充実とか、非常に数量的な目的を定められて熱意を示してくださっております。これは、子供を持つ共働きの夫婦にとっては大変ありがたいことでござい

ますが、一方で現実にはこのようなベビーホテルの痛ましい事故を拝見いたしますと、株式会社ちびっこ園、本社富山というところでございまして、本来、公的な部門でこうした子育てを支援するとい

う、なかなか子育ての面については民間はペイしないからという話があったわけでござい

ます。株式会社経営でこうした事件が出るとき、これから保育園を充実していく、その場合には現在

の小泉内閣の姿勢の中では弾力的な運営をやっている、必ずしも全部公がやるわけではないとい

うような姿勢が示されているときに、大変不安に感ずるところでございます。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 十二年に実は神奈川県大和市のベビーホテルでやはり乳幼児が死亡するという大変痛ましい事件がございました。そういうことで、厚生労働省としましては、すべての都道府県に対してベビーホテルの全数に立入調査をし、その結果を報告するようにということとでその報告を求めていたわけでございます。NHKにつきましては、情報公開法に基づきまして私どもの方に情報提供の要請がござい

まして、法律に基づいて情報公開をいたしました。ですから、NHKが取り上げられました数は私どもが都道府県から集約した数でございまして、おっ

しゃいましたように、立入調査をいたしました九百八カ所の中で、私どもが認可外保育所に対して最低限の基準として指導基準を設けております

けれども、その指導基準に合致しなかったものが六六%程度ございまして、その中でも、まさにおっ

しゃいましたように、非常災害に対する措置が十分でないとか、子供の健康管理のための健康診断等が行われていないとか、必要数の保育者あるいは保育室の面積等が確保されていないというよう

なところが少なからず見受けられたわけでござい

ます。

○川橋幸子君 けさNHKのニュースを見ていま

○川橋幸子君 大臣に伺わせていただきたいと思
います。

一つは、先ほど来申し上げておりますように、
小泉内閣では働く母親に優しい社会づくりという
ことで、待機児童ゼロ作戦等々そうした子育て施
策、施設の充実を打ち出しておられるわけでござ
いますけれども、現実これだけ母親にとっても
子供にとっても優しいとはとても思えないような
状況の悪い無認可施設があること、こちらの改善
が先ではないかということを考えますのがまず第
一点でございます。

それから第二点は、私がきょうNHKでまた
まニュースを見て耳にしたこの数字は、もとは厚
生労働省の数字と伺ったわけでございますけれど
も、NHKからの情報公開法を利用しての資料要
求だったんですか。むしろこういうものは、そこ
にニュースソースがあるということがわかるメ
ディアからの要求というよりも、行政の側から公
表していただきたい。場合によっては、私は非常
に劣悪なところでしたら名前を公表してもよいの
ではないか。それによって、母親や、もちろん母
親だけじゃなくて父親にも自衛してもらおうとい
う、こういう手もあるのではないかと思います。

現在の子育てに対して支援策を充実するとおっ
しゃっている現状の中では、むしろ現状の改善が
先ではないかという趣旨と、もうちょっと情
報を公開して、それを社会全体の中で防いでい
く、予防していく、こういうようなことがとられ
ないものか、この二点について大臣に伺わせてい
ただきたい。恐れ入ります、大臣で。

○国務大臣(坂口力君) 無認可の保育所を含めま
して、このベビーホテルもそうでございますが、
無認可のものを一体どうするかということが非常
に大きな問題だと思ふんです。認可保育所の方は
いわゆる認可基準もきちつといたしておきます
し、そしてその指導等も行き届いておりますか
らこれはよろしいわけでございますが、無認可の
方は全くどこも把握をされていないというよう
な状況が続いてきているわけでございますので、大

きく言つて無認可保育所をこのままにしておく
いうことはこれはよくないのではないかと、何とか
このところをもう一段、ゼロか一〇〇%かとい
うのではなくて、中間にもう一つ中二階をつくる
ことができないかといったようなことで、今議論
を実はしてもらっているところでございます。

そして、無認可保育所にできるだけ認可保育所
になつていただくように、できるだけ認可保育所
の規制緩和もしてできるだけなつていただきやす
いようにしていきたいというふうには思っており
ますが、それでもなおかつ無認可保育所というの
は残るわけで、そして無認可保育所はどういう状
況になつていくかということが全く把握されない
ところも多いわけでございますから、そこはどこ
かでやはり少し把握をしていくということにしま
いとうまくいかないのではないかと、これは
私の個人的感情もございまして、そんな思
いを実はいましております。

したがしまして、東京がとられましたように、
いわゆる都道府県段階で面倒をいろいろ見ていた
だくというのの一つの方法だと思ふ。横浜など
でおやりいただいているような方法もあるだろ
うというふうには思ふ。そうしたことも含め
ながら、やはり大事なお子さんをお預かりするわ
けでありますから、ただ単にいわゆる商業ベース
で事が進んでいるというだけではいけないんだろ
うというふうには思つておまして、そこを一体ど
う整理していくかということのこれはもう決着を
ばつばつつけなきゃならぬ時期を迎えているの
ではないかというふうには思つておる次第でござい
ます。それが一つ。

それからもう一つ、情報公開のことにつきまし
てはそれは当然でございまして、我々の方、でき
る限りこれから情報公開をしていきたいというふ
うに思つておる次第でございまして。

○川橋幸子君 それでは、検討を急いでいただき
ますようお願いいたします。きょうこの質問
を朝のニュースを見ました関係で突如お願いいた
しまして、どうも局長、御苦労さまでございまし

た。
予定した質問が大部分積み残りましたが、一点だ
け伺わせていただきたいと思ふ。

経済財政諮問会議の基本方針の中で、いわゆる
教育バウチャーという言葉はばらまきになるので
その言葉は使わない方がよいと、こういう御議論
があったようでございまして、その骨太方針の中
では、これからは人材立国を目指すんだと、働く
人々のエンプロイアビリティというところがこの
委員会の中では随分言われまされたけれども、そうし
た個人の自己啓発を促進すべきだということな
とが基本方針、骨太方針の中ではさらに強調
されているわけでございまして。

ところが、これは六月二十二日の朝日でござい
ますけれども、個人の自己啓発を現在の雇用保険
事業の中で十万円アップして限度三十万まで補助
すると。しかし、この朝日の記事によりますと、
講座の補助金を伸ばして、例えばここまではノ
ヴァ、駅前留学ノヴァの例が引かれていたわけで
ございまして、受講料が上がるだけ学校を
喜ばすだけ、カルチャースクールを喜ばすだけ
で、これは何ら再就職支援にはつながらないので
はないかと。しかも、この八代尚宏さんとおつ
しゃる方は、保険加入者だけに税金を配る発想そ
れ自体も問題なんだという、このような記事が
あつたわけでございまして。

私も個人啓発は支援すべきとこの委員会では大臣
にお願いしてきた人間でございましてけれども、や
はりこうした問題がメディアに大きくとられると
すると、これからの方法を再考していただかなけ
ればいけないと思ふますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) この個人啓発の問題も大
事な問題でありますと同時に、大変難しい問題も
含んでいられると思ふます。やはり個人啓発
をどんどんやろうということになつてまいります
と、それを利用する側が、悪用と言いますと
ちよつと言葉は悪いですが、何かそれに便
乗しようという思いが出てくることも事実だろう
と思ふますし、余り便乗作戦にこちらが乗るよう

なこともよくないというふうには思ふ。
ですから、とにかく皆さん方に新しい能力をみ
ずから身につけていただくようにするためには
どうしたらいいか、そしてその人がその新しい能
力を身につけて新しい職を求めたいいただきますた
めには、その内容はまたいろいろ千差万別だろう
というふうには思ふますが、そのところを、千差
万別のところをどのように整理していくかという
ことに尽きてくるんだらうというふうには思つてお
ります。

したがしまして、余りその便乗作戦に乘せられ
るということではなくて、こちらの方もチェック
にチェックを重ねながら、しかし勤労者の皆さん
方がこういう新しい仕事を自分自身につけてこう
いうやはり職につきたいというふうな思い、それ
は実現ができるようにしていかなければならな
い。そこは難しい橋渡しだと思ふますが、そこを
しっかりと私たちがやっていきたいというふう
に思つておます。

バウチャー制度というのもあるいは一つの方法
かもしれないんですが、これも先に渡してしま
いますと、そうするとその券を持つてその人がど
こへ行つてもいいということになつてしまいま
す、これまたばらまきになつてしまふ可能性もあ
るものですから、その方が本当に習いたいところ
はどこかということを見定めていただいて、そし
てこういう能力を私は身につけた、そしてこ
れを生かして次の就職に役立てますというふう
に言つていただいたときに後から支払いをするとい
うのがいいのか、そのところは一考を要する
ところだと思ふに思つておまして、確かにバ
ウチャー制度という言葉が出たことも事実でござ
いますけれども、そこはひとつよく考えてやらせ
てほしいということを我々としては申し上げてい
るところでございまして。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。
農林年金一元化法案についてですが、この法案
については今までの経過からやむを得ない措置だ

というふうを考えております。ただし、幾つか問題点を感じておりますので、その問題をまず最初にたざしたいというふうに思っています。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕

まず、農林年金の統合の前の期間に係る給付現価は七兆七千五百億円でありましたが、それに対して財源は七兆九千五百億円、二千億円も財源の方が多いわけですが、これについて御説明をお願いします。

○政府参考人(辻哲夫君) 少し長くなることをお許しいただきたいと思っております。

まず、平成十四年三月末の農林年金の加入者等の統合前の加入期間に係る厚生年金に相当する総費用の統合時の給付現価は、再評価・物価スライド分を含めまして御指摘の七兆七千五百億円でございます。これを賄うための財源の考え方は、基本的に次のとおりでございます。

まず、統合前の加入期間に基づく再評価・物価スライド分を除く厚生年金相当給付に要する費用は基本的に移換金で賄うものであり、これが一兆六千億円、次に国庫負担が一千億円、残りの部分は、農林年金が存続したとするならば、農林年金の加入者であった者の今後の厚生年金相当の保険料収入のうち統合前の再評価・物価スライド等に充てられるものが統合時の現価で見ますと六兆八千億円となっております。今申しました移換金一兆六千億円、国庫負担金千億円、そして将来の保険料で賄うべき六兆八千億円、これを足しますと七兆七千八百億円になります。今申しました統合前加入期間に係る給付現価である七兆七千五百億円を三百億円上回っている。したがって、統合前期間に係る厚生年金に相当する費用を賄えるという見通しにまずなっております。

ただし、この保険料収入現価六兆八千億円は、今後の農協等の被保険者数について平成十三年度末までに五万人削減された後、厚生年金の被保険者数に連動するという前提で推計されたものでございまして、今後の産業構造や就業構造の変化によってこの推計がどうか、変動する可能性があります。

あるということでございます。

学識経験者、厚生年金関係の労使、各共済年金の関係者等から成る公的年金制度の一元化に関する懇談会におきましても、農協等の被保険者数の見込みは樂觀的という指摘もあつたところでございまして、将来の農協等の被保険者数が当初の見込みより変動するリスクへの対応として、所要の上乗せ保険料千六百億円を納付することで関係者が合意したところでございます。

その結果、財源の合計は先ほど申しました七兆七千八百億円と今の千六百億円を加えた七兆九千四百億円となり、一方において必要となる給付現価は先ほど申しました七兆七千五百億円でありまして、正確に申しますと千九百億円収入の方が上回つておる、こういう計算になっております。

○小池晃君 上乗せ保険料千六百億円を乗せたと。この千六百億円の、じゃ数字の根拠は何なんでしょう。

○政府参考人(辻哲夫君) 上乗せ保険料につきましては、先ほど申しましたように、将来の農協等の被保険者数等の見込みにつきましては、当初の見込みより変動するリスクがあるということで、その対応として納付することが必要とされたものでございます。

具体的には、過去の農林年金の組合員数の平均的な変動の程度に着目しますと、昭和五十七年度から平成十三年度、十三年度は見込みでございしますが、この二十年間における平均的な変動の程度は、実績を調べますと二・七％となっております。この千六百億円は、農協等被保険者の将来の保険料収入の見込み額、今申しました六兆円強の二・七％に相当しております。今後の被保険者数の見込みからの乖離のリスクをカバーできるものとなっております。

○小池晃君 そもそも二〇〇一年度末以降は厚生年金の被保険者数に連動した加入者数を想定して組んでいるわけでありまして、厚生年金の被保険者数と比較しての変動リスクであればわかるんですけど、そうでない、二・七％という数字は

私は根拠が非常に薄弱だというふうに思うんですね。

公的年金制度一元化に関する懇談会の会議録ではこんな発言もあります。「農協組合員の減少見込み問題について確固たる数字はなかなかできない、そのようになつてくると、やはり両者を足して二で割るというのは、こういうときにはしようがないのではないかな。そういう計算でやりましたというところが国会である程度わかるならば、それで法律も通つていくのかなと思うわけでありまして。したがって、最も簡単に言えば、七兆五千二百億円と一兆八千八百億円を足して、それを二で割つた一兆七千億円というものを移換金として出す。これが最高限度かな。」という発言があります。

今の数字に置きかえれば、移換金を一兆九千六百億円とするか、あるいは一兆六千億円とするか、これはもめたけれども、一兆六千億円に差額の約半分、千六百億円を保険料という形で上積みすることによつて政治決着をしたと、こういうことなんじゃないですか。この千六百億円そのものに私は数字的な根拠はないんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 今申しましたように、積算については相当数理的に徹底した精査を行つて計算したものでございまして、問題はまさしく農林共済の将来の加入者数をどう見通すかというところに議論が収められていて、これはなかなか見通すことが困難だということの中で、関係者間の真剣な議論の中で、先ほど御説明した変動リスクをカバーするという考え方で、大変真剣な議論の上で関係者間で合意が得られたということ、私ども適切なものであると考えております。

○小池晃君 その真剣な議論の中でこういう発言をされているわけですよ。これが私は本音だと思うんですね。

上乗せ保険料で、二〇〇四年九月までが二・四％、それから二〇〇八年九月まで一％徴収すると。これは、農林年金の現行保険料率は一九・四

九％でありますけれども、厚生年金の保険料率一七・三五％にこの上乗せ二・一四を上乗せしても同率ということになるわけでありまして、今までは三階部分を含めた料率でありましたわけで、今後は厚生年金本体だけで一九・四九％の保険料率と、厚生年金より高い保険料を払いながら給付は厚生年金と同じということになるわけなんです。

そもそもこの千六百億円の上積みというのは、これは農協がこれから行われるいわばリストラを見込んだものでありまして、これによるマイナスというのは、本来これは事業主が私は負担すべきものだ。これを労使折半である保険料で労働者にもかぶせるということには問題があるのではないかと懸念するんですが、いかがですか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、農林共済年金の統合に当たつての基本的な移換金の考え方を重ねて御説明申し上げますが、基本的にはその統合前の農林共済の加入期間に対応する給付のために必要な費用を、積立金からの一時金で納付する額と旧農林共済年金加入者が統合後に厚生年金に納める保険料、これによつて賄うこととされまして、このうち統合後の旧農林年金加入者の保険料収入については、今申しましたように、就業構造や産業構造の変化によつて加入者数が現時点の見込み以上に減少する可能性があることから、このリスクに対応するものとして上乗せ保険料としてまさしく御指摘のように納付していただくこととしたものでございます。

〔理事亀谷博昭君退席、委員長着席〕
一方で、この考え方の背景でございますが、積立金からの今申しました一時金としての納付金については、統合前の農林共済年金の加入期間に対応する給付に係る給付現価ということで、それは再評価とスライド分を除いておりますけれども、これは統合後の加入者に変動が生じていまいわば変動しない確定した額でございまして、これに対して、やはり統合後の変動によつて保険料収入が減少するリスクに關しましては、統合後の旧農林共

済の加入員に相当するものの上乗せ保険料、すなわち事業主負担と加入者負担、労使折半の上乗せ保険料で対応することが適当であると考えております。

○小池晃君 いや、私の質問に答えていらつしやらないと思うんですけれども、私はやはり今後の変動のリスクというのは、これは本来事業主が負うべきものであるというふうに思います。統合後に入る職員は、言ってみれば厚生年金よりも高い保険料を支払ひながら、実際の給付は厚生年金と同じということになつちゃうわけですね。これは大変問題なんではないか。

私は、こういう大変な問題を補う意味でも、これは事業主負担による企業年金をつくらせる、そういう方向でやはり厚生労働省としても取り計らうべきではないかというふうに強くこの経過を見て思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(辻哲夫君) るる御説明申しまして恐縮でございますが、今御指摘の上乗せ保険料というのは、統合後の農林年金加入者が見込み以上に減少し、保険料収入が減ることのリスクに対応するものとして設けられるもの、すなわち保険料収入が減ることについての、減るリスクについてのものでございまして、保険料である以上は労使折半で御負担していただくべきものと考えております。

この場合の考え方として、仮に農林共済が厚生年金に統合されないまま、加入者が見込み以上に減り、年金財政が悪化して加入者の保険料を予定以上に引き上げざるを得ないこととなれば、それは当然労使折半の保険料で負担していただくこととなる、このことの裏返しでもございまして、私ども、労使折半の保険料としていただくことが妥当であると考えております。

○小池晃君 聞いたことに答えて。企業年金について。

○政府参考人(辻哲夫君) 企業年金は、これはもとより拠出そのものが企業の拠出を前提とした制度でございまして、さまざまな条件変化に基づ

いた追加拠出は、もとより企業拠出が責任である企業年金による事業主負担でございまして、あくまでも労使折半を基本とする……失礼しました。企業年金をどうするかという御指摘ですね。失礼しました。

事業主負担による企業年金を設けるべきではないかということにつきまして、これはまさしく基本的には事業主負担を基本とするというのが企業年金でございまして、この点、具体的にはどんな仕組みがあるかと申しますと、事業主拠出を基本とする厚生年金基金、加えて新企業年金が、今回法案通していただきました新企業年金がございまして、それからあるいは今度企業型の確定拠出年金、これも事業主拠出でございまして、こういった新たな選択肢がございまして、この新たな選択肢を活用するかどうかという問題でござい

ます。これにつきまして、農林共済における労使間で十分議論していただいて、そこにおいて結論を出していただくことが適切な問題であると考えております。失礼いたしました。

○小池晃君 労使間協議でということ以上の話はないわけですが、経過から見てもこれは特別な事情、経過だったわけでありまして、そういう意味ではやはり何らかの行政としての十分な配慮というものが私はあつてしかるべきだということに思いますので、その点についての配慮をすべきだということを申し上げたいというふうに思います。

ちよつと時間の関係で年金の問題、これだけにさせていただきますまして、薬害ヤコブ病の問題についてお聞きをしたいというふうに思います。この問題、命あるうちに解決をという願いもかなわずに、ことしになって被害者である谷たか子さん、林塚己さんが長期の闘病の末に亡くなられた。大変悔しく無念であります。このような悲しみを二度と繰り返さないためにも、国は責任を認めて、一刻も早い全面解決が被害者、家族の切なる願いでありますけれども、これにこたえることが今厚生労働省には求められていると。

ところが、五月二十一日に国が大阪地裁に提出した薬害ヤコブ裁判の最終準備書面、この中には国に責任はないという主張に終始しているわけです。さらに、遺族を深く傷つけているのは、個々の被害者について薬害ヤコブ病であることに疑問を投げかけている、ヤコブ病じゃないんじゃないかという指摘までしているということでありまして、中でも、谷たか子さんの問題について私は取り上げたんです。

この最終準備書面では、亡くなられた谷たか子さんについて、CJDではなくてほかの疾患の可能性も否定し切れないというふうに言っているんですけれども、その根拠は一体何でしょうか。

○政府参考人(宮島彰君) クロイツフェルト・ヤコブ病の診断基準につきましては、現在三段階が設けられておりまして、一つは診断確実例、それから二つ目が診断は確実例、三つ目が診断疑い例というふうに三段階ございまして、このうちの診断確実例につきましては、特徴的な病理所見を有する例、またはウエスタンブロット法や免疫染色法で脳に異常なプリオンたんぱくを検出し得た症例というふうにされているところでございまして、したがって、クロイツフェルト・ヤコブ病につきましては、いわゆる剖検により脳に異常なプリオンたんぱくを検出し得た場合には確定的にクロイツフェルト・ヤコブ病と診断できますが、これ以外の場合には、クロイツフェルト・ヤコブ病診断基準に該当するとしても、個々の症例が確実にクロイツフェルト・ヤコブ病であるとは言いがたい場合があるとされているところでござい

とは異なつた経過をしていたという所見も複数あるというようにございまして、医学的評価としては、剖検がなされていない以上、アルツハイマー病等、他の疾患の可能性を完全には否定し切れぬものというふうに考えているところでございまして。

○小池晃君 経過が長いというふうにおっしゃるんだけれども、専門家の研究でも二年以上の臨床経過を呈する症例というのは二四%あるんですね。

そもそも診断基準に合致して診断は確実例というふうには厚生労働省自身が認定したからこそ特定疾患としての扱いにして、医療費の自己負担の軽減も行ってきたわけでありまして。そういう点でいえば、この谷たか子さんの例について、医学的、学問的に正確にCJDかどうかということと言っているんじゃないんですよ、これは。これはやはり厚生労働省としてクロイツフェルト・ヤコブ病として扱ってきたことは間違いないじゃないですか。このところまで否定されるんですか。そこは間違いないでしょう。

○政府参考人(宮島彰君) 現在、裁判上で事実関係を説明していくという形で議論がなされているところでありまして、その際に、私どもとしては、まず客観的、医学的に事実関係を明らかにするという観点から、今申しました診断基準に照らし合わせましてクロイツフェルト・ヤコブ病を確定的にするというためにはいわゆる剖検というものが必要であるという見解のもとに主張をしているところでございまして。

○小池晃君 私、大臣に今のを聞いていてお伺いしたいんです。解剖しなけりや確定しないんだ、そういうことが遺族にとって一体どういう影響を与えるか。

それから、この谷さんの場合、準備書面に書いてある、経過が長いから他の病気かもしれないというのが御遺族の気持ちを変え踏みにじっているんですよ。自分たちが本当に献身的に看護に当たってきた、その結果四年九カ月という闘病生活

を送られたんです。私も実際おうちに伺いましたけれども、本当に家族みんなで一生懸命看病をされていたんですね。それなのに、経過が長いから他の病気かもしれない、解剖してないから確定してない、こういうことを厚生労働省が最終準備書面を出したということは、本当に御遺族の気持ちを傷つけていると。

私は、準備書面のこの部分を撤回すべきじゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) このクロイツフェルト・ヤコブ病につきましては裁判につきまして、私も最初からの経過を全部存じ上げているわけではございません。まだ最初からの経過、そしてどういふことがその中で議論されてきたかということの勉強が全部済んでいるわけではございません。

しかし、厚生省の側が、国の側が裁判を受けたことだけは間違いないわけではございまして、こちら側はどちらかといえば受けて立っているわけではございまして。したがって、裁判が現在進行をしているわけではございまして、裁判の中のやりとりというのは、我々の一般常識的なふだんの会話とか、あるいはまた単なる医学的なやりとりといったものとは若干また内容を異にするところも私はあると思うんです。

最近、幾つかの裁判事例がございまして、国が敗訴いたしましたけれども、それらのものを全部ずつと、裁判の判決等をずっと全部、全文を読ませていただいたりしている経過の中でもそう感じたわけではございますが、いろいろの裁判の中では双方の言い分というのはやはりございまして。しかし、それは裁判の中のいろいろのやりとりであって、この谷たか子さんとおっしゃる方が、発症から四年間でございまして、療養生活上大変な御苦労をなさったということはこれは間違いない事実だろうというふうに、私も率直にそう思っております。

しかし、裁判上の中でいろいろのことが、双方問題点を指摘して法律的にこれ争っていくわけでありまして、そのやりとりの中にはいろいろな

ことが出てくるんだらうというふうに思いますけれども、そこは小池先生や私が今まで所属しております単なる医学の世界だけの話とは若干それは違うのではないかと私は気がいたします。

このクロイツフェルト・ヤコブ病という新しい病気に対する診断のあり方、これもまだ確定的に、これだつたらもう確定できるという、その言われるものがきちっと確立しているのかしてないのかというようなこともございまして、病理解剖をされてそしてそれが確定すればそれはきかないということになれば、そこまでその診断が明確にいかないということとは、それはやはりあり得ることではないかという気はいたします。

○小池晃君 私は、医学の話をしてるんじゃないやなくて、行政の姿勢の問題を言っているんです。裁判の中でいろいろやりとりする、それはあるでしょう。しかし、こういう形で長く経過があったからヤコブ病じゃないかもしれないというように言い方が、御遺族の心情を考えたときに、やりとりの中であつてさても許されるのか、あつていいのかと私は問題提起をしているわけでありまして、そのほかにもいろいろなことが書いてあるんです、この最終準備書面には。例えば、三十二歳で発症した被害者について老年性痴呆の可能性を挙げています。それから、十一名の被害者のうち七名までを自然発生の孤発性のCJDの可能性を挙げている。自然発生のCJDというのは百万人に一人しかいないのに、これが十一人中七例だといふ。これは医学的に見たとしても大変矛盾が大きい。やはり準備書面のこうした内容についてよく吟味して、これは撤回するべきだということを申し上げたいと思うんです。

さらに、お配りした資料ですが、これは先日、薬害ヤコブの弁護団が、情報公開法に基づいて開示された文書であります。この資料の一を見ていただきたいんですが、これは九六年の十一月十八日、汚染された硬膜の輸入元である日本ビー・エス・エスの山本社長に対するヒアリングの結果で

あります。

これは、二枚目を見ると、二枚目の下の方なんです。八八年に谷たか子さんが手術をした大津市民病院に未処理の硬膜が納入された経過について、こういう質問に対して山本さんはこう答えているんですね。「売った利益分が父の退職金のものとしてすべてもらえることになっていたもので、暮れまでに売れただけ売ったからだ。」と。このようにして売られた未処理硬膜で谷さんはヤコブ病になったわけです。

このヒアリングの内容を見ると、最初の方には、山本さんという人は八七年にB・プラウン社からいわゆるCDCが出したレポートを、この硬膜が危険だというレポートを受け取った記憶があると。このクロイツフェルト・ヤコブ病の感染の危険性についてはある程度知っていたにもかかわらず危険な未処理硬膜を売りまくった、お父さんの退職金だ。これはお父さんがやっていた会社を引き継いでこの硬膜を扱っていたわけですよ、この日本ビー・エス・エスという会社は。

厚生省は九六年十一月に、まさにこれは谷さんが提訴したころですね、こういうヒアリングをやつて、こういう事実をつかんでいたわけですね。局長、お答えください。

○政府参考人(宮島彰君) 御指摘の資料は山本社長から当方の担当者がヒアリングしたものをまとめたということでありまして、御指摘の事実は、これは掌握していた、承知していたということだと思います。

○小池晃君 これは重大な情報ですよ、こういう売り方をしていたんだということは。こういう事実を厚生省はつかんでいたにもかかわらず、なぜ今回この情報公開で開示されるまで隠し通してきただけですか。

○政府参考人(宮島彰君) これは、これまでは通常一応基本的に内部の行政処理の文書として保存されていたものというふうに思いますが、今回情報公開法に基づきまして請求があったために基本的にそういったものも含めて公開するという対

応をしたものと承知しております。

○小池晃君 この間ずっとこのヤコブ病の問題をこの国会でも、衆議院では集中審議もやつて議論をされてきたわけですが、大変重大なこういう情報が今まで、請求がされるまで厚生労働省は持ったまま隠していた。私は、この姿勢、大変責任重大だと思います。

さらにお聞きしたいんですが、日本ビー・エス・エス社は、九六年の六月にドナーが追跡できない製品について自主回収を開始した、七月二十九日には厚生省に対して国内にはアルカリ未処理製品は存在しないという報告をしているんです。

厚生労働省としては、この未処理製品の回収というのは順調に進んでいたと、そういうふうに認識されていたんでしょうか、この当時。

○政府参考人(宮島彰君) 平成八年の五月にB・プラウン社が日本のビー・エス・エス社に対して自主回収を指示したわけですが、この自主回収は、いわゆるアルカリ未処理製品の回収ということでなくて別の要因、すなわちドナー追跡できない製品がまじっているということが判明したために回収を指示したというものであります。

その後、平成八年に緊急全国調査を行いました。その中間報告の中でいわゆるヤコブ病と疑われる者の中に硬膜使用の手術を受けた方が相当まじっているという中間報告を受けまして、六月に中央薬事審議会におきまして、アルカリ未処理製品につきましては既に使用期間が切れているけれども医療機関在庫がないか確認させることが望ましいということ、輸入販売業者二社に対してアルカリ未処理製品在庫の有無の確認を指示したところでありまして、それを受けて、七月二十九日に両社から国内にアルカリ未処理製品が存在しない旨の報告がございました。

ただ、その後、八月に同じく中央薬事審議会からさらに医療機関に対して再度アルカリ未処理製品の在庫の有無の情報提供を行わせることが適当

という意見を受けまして、厚生省としても、今度
は都道府県を通じて再度医療機関におきます
アルカリ未処理製品の在庫の有無の調査依頼を
したところでございます。その結果、いわゆる十五
の医療機関から五十二枚の在庫があるということが
判明いたしましたので、その回収を販売業者に
指示いたしました。十月にその回収が終了したと
いう報告を受けたところでございます。

○小池晃君 こうした経過も今初めてだと思っ
ますが、答弁されたのは。

この六月五日の時点で、もっと早い時点で、六
月五日に、今回開示された資料の中にあるん
だけれども、凍結乾燥ヒト硬膜についてのヒアリン
グというのをやっているんですね。そこで日本
ビー・エス・エス社は何と言っているかとい
うと、医療機関にある在庫品数は把握してい
ない。要するに、卸のところで把握していただ
いても、病院まで行っちゃたらもうわからない
というふうにビー・エス・エスは言っている
んですよ。

だから、もう厚生省としては、もっとその八月
とか九月より早い段階からこの未処理硬膜の在庫
が病院に残っている可能性が大変強いということ
をつかんでいたんじゃないですか。

○政府参考人(宮島彰君) 今御指摘のように、六
月五日に日本ビー・エス・エスからヒアリングを
行いました。それと、先ほど申しましたように、
平成八年に行いました緊急全国調査の中間結果も
出ましたので、六月十九日に中央薬事審議会を開
催いたしました。先ほど触れましたように、アル
カリ未処理製品の医療機関在庫がないかを確認
させることが望ましいという意見をいただきました
ので、厚生省としては、直ちに輸入販売業者二
社に対してアルカリ未処理製品の在庫の有無
の確認を指示したという経過でございます。

○小池晃君 要するに、八七年の時点で大変問題
になっていた汚染された硬膜が九六年の時点でか
なり日本の医療機関に残っているという事実をこ
の時点でもうはっきり厚生省も把握していたと。

九月九日には、きょうの資料2、四枚目に入れ
てありますけれども、厚生省の担当者名で日本
ビー・エス・エスの社長あてに二十一の医療機関
名を挙げて未処理硬膜の在庫が確認されたという
調査を指示しているわけですね。九六年九月の時
点で未処理硬膜が病院にこれだけ残っていたとい
うことを厚生省自身が把握していたわけでありま
す。

何でこんな事実を全く今日まで明らかにしな
かったのか。これ重大じゃないですか。もう問題
になってから十年もたつても日本の病院にいつば
いこの未処理硬膜が残っていたということ厚生
省は把握していたわけでしょう。そのことをなぜ
今日まで明らかにしなかったんですか。

○政府参考人(宮島彰君) 先ほど申し上げました
ように、六月に第一回目に厚生省から輸入販売業
者二社に対して在庫の有無の確認を指示したわけ
でありましたが、その際は、先ほど申しましたよ
うに、七月二十九日の回答では存在しないとい
う旨の回答が両社からありましたが、再度、八月に
改めて都道府県を通じて医療機関における在
庫の状況を調査しましたところ、十五の医療機関
で五十二枚の硬膜が発見されたというものであり
ます。

この点につきましては、今使われています資料
の中でも、なぜその六月段階の自主回収でそれが
把握できなかったかを販売業者に問いただしてい
るわけでありまして、その回答によりまして、
と、医療機関においては、既に有効期限が過ぎ
ている硬膜でありますので既に廃棄用として処置
していたために業者からの要請のあった回収対象
とは考えなかつたという対応であつたという回答が
寄せられているところであります。

○小池晃君 九六年、ビー・エス・エスの方はも
う国内には存在しないという報告をしていたわけ
ですけれども、その時点で存在をしていたと。そ
ういう意味ではこの報告は極めて不十分な報告で
あつたということは、これは事実としてお認めに
なりますね。

○政府参考人(宮島彰君) 一たん存在しないとい
う報告を得た後に改めて確認したところ、先ほど
言いましたような在庫が発見されたということであ
りますので、最初の報告は不十分な報告であつ
たというふうに言わざるを得ないと思います。

○小池晃君 こうした在庫が確認された未処理の
硬膜はその後直ちに処理された。今、十五のと
ころから報告されて処理されたというような報告
なんです。本当に直ちにこれはすべて処理され
ていますか。間違いないですか。

○政府参考人(宮島彰君) その後の十月二十三日
に、日本ビー・エス・エス社より、この回答のあ
りました十五機関のものにつきましては回収を終
了したという報告を受けております。

○小池晃君 これは、私の調査では、在庫は直
ちに処理されなかつた可能性もあるのではないかと
いうふうに思っております。

いずれにせよ、きょう、いろいろと御紹介しま
した。今まで明らかでなかつた新事実が次々と出
ているわけでありまして。九六年の時点で旧処理
のライオデュラが回収されずに使われた可能性が
あるということでありまして、これはこれから
新たな患者が発生する危険性、可能性だつてある
わけでありまして。

私は、厚生省は幾つも何回もこれに気づくべき
ときが多々あつたのに見逃してきて、しかもこ
れだけ重大な資料を弁護団が情報公開法に基づ
く開示を求めるまでじつと黙って保管をしていた。
私は、こういうあり方を反省しないで薬害の防止
なんて絶対できないと思うんです。

大臣にお伺いしたいんですけれども、こういう
形で今まで隠れていたことのやはり責任を痛
感されているかどうかお聞きしたいということ
と、このことを踏まえて徹底的にこの問題、厚生
労働省が持っている情報をすべて明らかにして、
やはり徹底的に調査すべきだということに思っ
ますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 情報公開でこれは出した
わけですから、これは出したんですから問題はな
いというふうに思っておりますが、いずれにいた
しましても、これは裁判になっている話でござい
ますので、厚生省がとつてまいりましたことが誤
りであつたか、それとも誤りでなかつたかは裁判
で判断されるものと思います。

○小池晃君 情報公開法で出したからいいんだと
いうのは開き直りですよ。それは請求されて出
したんでしょ。もう法律で決まっているから仕方
なく出したわけで、これはこの間、国会で何度も
議論になってきた。衆議院では予備的調査も行わ
れた。そのときに本来出すべきだったんですよ。
こういうことをつかんでいたのあれば、これは
重大な情報じゃないですか。それを今まで弁護団
が請求するまで出さなかつた。私、これは極めて
責任重大だということに思います。

委員長にお伺いしたいんですが、薬害やコブ病
の問題について以前から集中審議の申し出もして
おります。こういう新たな事実も出てきています。
これは集中審議をすべきだと。それから、日本
ビー・エス・エス社の山本社長を当委員会に参考
人として招致してこの問題についてたずねべきだ
というふうに考えますが、委員長にお願いしたい
と思います。

○委員長(中島眞人君) 理事会にお諮りいたしま
す。

○小池晃君 全体として、きょうの議論の中で新
たな事実が明らかになつたと思います。

先ほど言ったように、厚生省はこの問題につ
いて、ライオデュラの承認時、それから八七年の
アメリカの第一症例の報告がされたとき、さらに
第二症例が報告されたとき、それから国内で新潟
大学の症例が明らかになったとき、この問題に気
づくべき時点というのはたびたびあつたと。

それから、九六年の時点では既にこのビー・エ
ス・エスの山本社長から大量に売っている、この
ことが明らかになつてからも売っているという情
報まで得ていた。だとすれば、こういう情報を明
らかにしてこの危険性を、これで手術された人が
いるかもしれないんですから、これは知らしめる

べき情報ですよ、国民に対して、当然。

そういうことをせずに、気づくべきときに何の手も打たずに、今は情報公開法で請求されて出したんだから問題ない、こういう態度では、私はこれは第二、第三の被害エイズあるいは第二、第三の被害エイズ病がこれからも起こっても全然不思議じゃない。

こういう厚生労働省の姿勢に対しては大変怒りを覚えた、怒りを持って抗議したいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○大脇雅子君 農林年金統合法案について質問をいたします。

農林年金が独立分離路線を捨て厚生年金との統合を余儀なくされた背景には、農協自身の経営の失敗とそれに伴う大幅な人員整理があります。今回の農林年金の統合は、そもそも農協が大幅な人員削減をしなくてはならなかった原因の究明と責任の追及なしには国民の理解を得られるものではないというふうに考えます。

特に、かつての住専問題の背後には農協マネーの存在が取りざたされました。パブルの崩壊とともに、農協が保有する不良債権化した資産が今日の農協の混迷を招いたのではありませんか。

公費負担による住専処理については当時厳しい批判がなされましたが、今回の厚生年金による農林年金の救済についても、農協の経営責任については厳しく追及されなければならないと考えます。また、監督官庁である農林水産省にも農協に対する監督責任があり、さらには農林水産省自身の見通しの甘さなど、農協の失敗が農協をこのような窮地に至らせたという側面もあると思います。

これらの問題について、国民に対する農林水産省の説明責任は極めて重いものがあります。国会においても国民が納得できるようにきちんと説明すべきであると考えますが、農林水産大臣の御見解と御説明を伺いたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協の人員の削減の問題でございます。

先生御指摘のように、平成七年、八年、九年にかけまして住専問題が起こりまして、住専問題自身に関しましては、住専の設立の経緯でございますとかあるいは破綻に至った原因につきましては農協系統に責任があるわけではなかったわけでございますけれども、金融機関として多額の資金を貸し込んだということについて十全でなかったのではないかと。それから、政府・与党合意におきまして大胆なリストラと内部の再編を検討すべきとされて、平成九年十月にJA全国大会で三十五万人の職員を五万人削減するということを決めたわけでございます。

我々農林水産省あるいは大蔵省ともに金融業務に関して指導監督する立場にあったわけでございます。総量規制通達等、当時出ておったわけでございます。いまして、関係者に対する注意喚起等を行ってきたわけでございますけれども、最終的には当時の経営環境のもとで農協みずから個々の経営判断に基づき住専への貸し込みが行われたということでございます。私も、こういう住専への貸し付けを行うに至った背景等につきまして整理点検を行いまして、金融機関として健全化を図るための体制整備につきまして平成八年の末に農協改革法を出し、それに基づいて農協系統の経営努力というものを促したわけでございます。

その後も農協につきましては、特に担い手等についての農協離れというものが進んでおりまして、やはり農協の平等主義というのが担い手にとっては大口割引がない等々不満もございまして、現在、農協離れが進んでおる等々ございまして、今国会にも農協改革法というのを提出いたしました。真に地域農業の振興のために農協が役割に立つような業務体制の整備でございますとか信用事業の不良債権の処理でございますとかの体制を整えたところでございます。私どもの指導と相まちまして、何とか農業振興のお役に立つような農協経営というものを確保していきたいというふうに考えているところでございます。

○大脇雅子君 戦後、農協は農村の民主化を担った農業振興の中心的な役割を果たしてきたものであったと思います。今後、日本の農業立て直しにおいて農協のさらなる改革が果たされるよう、そして国民のものになっていくよう私は要望をしたいと思います。

被用者年金制度の統合につきましては、今回の農林年金の統合においても、前回のJR、JT及びNTTのいわゆる三共済の統合時のスキームが採用されております。JR共済等の統合と農林年金の統合とは、農林年金が近い将来破綻することの遠因が農協による投機の失敗にあるという点で全く事情が異なるのではないかと考えられます。三共済統合の当時と比較すると、現在の方が運用利回りは低下しております。

なぜ今回の農林年金の統合においても前回の三共済統合されたときの考え方方で統合をしようとしているのか、納得がいかないところがございますので、説明を求めたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、御指摘の統合に当たった移換金につきましては、学識経験者、厚生年金関係の労使、各共済年金の関係者等から成る公的年金制度の一元化に関する懇談会におきまして御議論をいただき、関係当事者の合意のもとに考え方を整理されております。

その中身を具体的に申し上げますと、まずその統合時点、平成十四年三月末でございますけれども、この時点における農林年金の受給者及び組合員については、統合前の加入期間に基づく再評価・物価スライド分を除く厚生年金相当給付に要する費用を推計し、しかも御指摘の予定利回りを四%によりその一時金に換算しますと一・九六兆円となります。

しかしながら、平成十一年再計算において予定利回りが五・五%から四%に変更されて四%になったものでございまして、このような予定利回りの変更に伴う一時金換算額の増加分が〇・三六兆円含まれております。このような予定利回り変更分は、年金数理のあり方といたしまして将来に向けての変更によるものでございますので、将来

に向けての追加拠出を求めるのが通例でありますことから、農協等の加入者が統合後に厚生年金に納付する保険料から賄われることとなり、かつそれだけの収入現価が将来に向けて確保されているということが確認されまして、そして一・九六兆円から予定利率変更分〇・三六兆円を控除した一・六兆円を積立金から納付することとしたものでございます。

このように、積立金から納付される移換金は、独立して年金制度を運営してきた保険者としての財政責任に見合うものとして、平成九年の三公社共済統合の例を踏まえながら、今申しましたように予定利回りの変更についても財源の確認をいたしました。その後のいわば事情変更も勘案して算定されたものでございまして、統合により厚生年金財政への悪影響はない、独立した制度間の統合として厚生年金財政への悪影響はないということを確認されておりました。このようなことから移換金の水準は妥当なものと考えております。

○大脇雅子君 公的年金制度の一元化の推進につきましては、本年三月の閣議決定において「被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために」、「財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について」、「二十一世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。」こととされております。

私立学校教職員共済の今後の取り組みについて、文部科学省に閣議決定を踏まえた今後の取り組みについて見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(石川明君) ただいま先生からお話しございましたように、本年三月の閣議決定におきましては、私立学校教職員共済につきまして被用者年金制度における位置づけ等につきましての検討を行うこととされているところでござい

ます。御案内のように、私学共済の目的や役割と申しますのは、私立学校に優秀な教職員を確保し、また安んじてその職務を果たすことができま

すように、国公立学校の教職員の福利厚生に準じた制度を

設けるということでございます。

そこで、今後につきましても、国公立学校教職員の福利厚生との均衡を保つというようなことを念頭に置きながら、国家公務員共済組合あるいは地方公務員共済組合の検討を踏まえつつ、公的年金制度の一元化の推進という大きな流れの中で私学共済をどのように位置づけていくのか、またそのために必要と考えられる措置は何なのかなどにつきまして関係者の間で協議、検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○大脇雅子君 次いで、閣議決定に言う「二十世紀初頭の間に」とは具体的にいつまでを言うのでしょうか。さらに、その間、政府としてはどのような取り組みを行う予定なのでしょう。政府の年金担当大臣である坂口厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、閣議決定では、被用者年金各制度から社会保障審議会年金数理部会への報告とその検証が求められています。そこで、各制度の報告の内容と年金数理部会による年金財政の検証結果については必ず情報の開示がなされるよう強く求めたいと思います。ついては、その方法やルールを明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 昭和五十九年でございますが、公的年金一元化に向けての閣議決定がなされて、そしてずっとそれから今日まで経緯があつたわけでございますが、ことしの三月十六日、もう一度また公的年金制度の一元化の推進についての政府としての基本方針が定められたところでございます。

ここにおきましては、いわゆる国家公務員の共済年金とそして地方公務員の共済年金の財政単位の一元化に向けて二〇〇四年の次の再計算までに進めていく、そして今、私学の年金のお話も出ましたけれども、私学年金の方につきましても保険料の引き上げの前倒しでありますとか、今かなり安くなつておりますが、これをぜひ要件をできるだけ一緒にしていただくように協力していただ

たくといったようなことを行つていく、それが二〇〇四年まででございます。

それが進んだその後、一体どうするのかという御質問かと思ひますが、これはなかなか難しいお話でございます。その後、国家公務員あるいは地方公務員の共済年金をさらにいわゆる公的年金制度の一元化ということに持っていくためにはかなりの努力が必要だろうというふうに思ひますけれども、しかしその後、これはすぐにその方向で進めていかなければならない問題だというふうに思つております。

その進めていきますのに、それじゃそれをいつから、初頭といふんですからこれはやらなきゃならぬことではないかといふふうな気がいたします。その辺のところにならぬのを置きながら、この公的年金の一元化というのを進めていく。

そしてもう一つ、御提案のありましたいわゆる年金に対する情報公開。やはりどういふ計算で現在の年金の計算をしているかといふことをもう少しわかりやすく皆さんに提示する必要があるのではないかと今思つております。また、専門家の皆さん方がごらんになつて公的年金についての計算をどういふふうに入れているのか、どういふ条件をコンピュータの中に入れて計算をしているのかといふようなことについて、もう少しやはり専門家の皆さんは専門家の皆さん方として納得のしていただけるような情報公開が必要になります。それらのことも行いながら、専門家の皆さん、そしてまた一般国民の皆さん方から見ていただいて、なるほど現在の国の年金の計算はこういうふうに行われて、そしてこういう結果になるんだなということが御理解をいただけるようにぜひしていききたいと思つておるところでございます。

○大脇雅子君 よろしく対応をお願いしたいと思ひます。

次に、農林共済組合の職員の雇用問題についてお尋ねします。

職員数とかあるいは残存業務を遂行するための職員数等については衆議院の委員会でも明快になつておりますけれども、農林共済組合が存続する期間といふのはおよそ何年ぐらいを考えていられるのでしょうか。

それから、農林共済組合の統合後、組合に勤務する職員については整理縮小が余儀なくされることは明らかであります。共済組合職員の雇用については、統合時の一時的な対応にとどまらず、雇用問題が完了するまで政府が責任を持つて対応していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回の農林年金の統合に伴ひまして、厚生年金部分は移換されるわけでございますけれども、職域年金部分、いわゆる三階建ての部分につきましては、今回その部分についての制度は廃止するわけでございますけれども、これまで生じた年金債務についての給付業務というものが残るわけでございます。

その給付業務が限り限りの農林年金が存続組合として続き得るという状況にあるわけでございますけれども、業務量についての組織、業務体制の簡素化を伴ひながら、いつまで続くかということになりますと、例えば今二十歳代の人の平均余命を見ると六十年から八十年というふうなことになるかと思ひますけれども、そういう業務が長く限り存続組合として続き得るという状況にあるわけでございます。

そして、今回の厚生年金部分の統合に伴ひまして農林年金の業務量は縮小するわけでございまして、要員調整ということも避けて通れないわけでございまして。農林年金の構成団体が五月末に雇用対策委員会というのを催しまして、当面の目標といたしまして、平成十四年から十六年にかけて約四十人、それから十七年以降約二十人、合わせて

六十人の要員調整目標を立てたわけでございまして。これをどのように処理していくかということでございます。

一つは、農林年金みずからの努力として、農林年金が関連法人への再就職のあっせんをする。それから、この統合によりましてメリットを受けます農林漁業団体、これへの転籍でございますとか出向を措置していく。また、我々農林水産省も関係法人についての転籍、出向について取り組んでいくということ、農林年金、農林漁業団体、農林水産省、三位一体となつてこの問題に取り組んでいきたいということとしております。

今後ともこういう取り組みが円滑に進みますよう万全の対応を期していきたいというふうに考えている次第でございます。

○大脇雅子君 時間がないので終わります。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いいたします。

短い時間でございすけれども、いろいろお伺いしたいんですが、私の方からは、まずは今回の農林年金と厚生年金統合の目的からお伺いしたいと思ひます。

この統合問題につきましては、これまでの一元化懇談会の会議録あるいはそれぞれの立場からお書きになつて文書、随分たくさん読ませていただいたわけですが、何かさかつかつとしないという胸につかえるというか、何かさかつかつと気持ちの中から落ちないというふうな感じが、そんな感じを私自身感じております。

今回の統合というのは、これまでの政府の方針である公的年金の一元化に向けての一環であるのか、それともあるいは農林年金を救済するための統合であるのか、このあたりがそれぞれの立場によつてどちらとも読み取れるような言い回しになつておるというふうな私自身感じるわけですが、この点について、まず大臣の方から御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 公的年金制度の一元化に向けた中で今回の統合が行われたことは、これは

もう間違いがございません。

ただ、今日に至りますまでの間、一元化をしていきますについて、旧厚生省、現在の厚生労働省としていろいろのお話しかけをしてきたことも事実でございます。そうした中で、独自におやりをいたしておられます年金は、やはりできるだけは自分のところでやりたいという思いも正直言つて強いんだらうというふうに思います。旧国鉄の場合もそうでございます。もうぎりぎりのところまでやっばり自分たちでやっていきたいというふうに思われた経緯がございます。

そんなことがございますので、農林年金の方も農林共済の方も御自分でもう少しやりたいという思いがあった、そういう時期があったことも事実でございますけれども、しかし長い目で見れば、全体で見ればこれは統一化、公的年金の一元化の方向に沿った中でこれは進んできたものというふうに御理解をいただいてよろしいのではないかと思います。

○西川きよし君 今回の統合によりまして、例えば組合員に対しては職域部分がなくなるといつた、ある意味で負担となるわけですが、個々の加入者からいたしますと、なぜそのような状況になったのか、どこに責任があるのか、そうした経緯、理由をしっかりと示していただかなければなかなか理解をするにも理解のしようがないということではないかなと思うわけですが、これまでの一元化懇談会でも、農林年金側に対して批判が非常に強く出ております。そして、一元化懇談会では、農林年金側の委員の方より、農協組織として、農林漁業組織全体として深く反省をしななければならぬ点が多々あると思っております。この反省しなければならぬ点というのは、一体どういった点を指しているのかというのを御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農林年金サイドの委員が反省すべきであるとした点は二点ござい

第一点目は、昭和三十四年に農林年金が離脱をした経緯でございます。これは、当時、農村社会におきます農業に関する職場、市町村の役場と農協が焼つておつたわけでございます。いい人材を確保するためには市町村職員に負けないような年金制度というのを構築したいということでございまして、厚生年金から離脱をして市町村職員に負けないような年金を確保するための共済制度をつくつた。たしか、この当時の試算によりまして当時の厚生年金の三倍ぐらいの年金がもらえるような、もちろん負担もそれだけ高いわけでございますけれども、そういうものをこしらへたというところでございました。これが、今から考えますと、そういう小さい共済をこしらへますと年金としては安定しない、やっばり財政単位が大きければ大きいほど安定をするという点、それからその後の経済成長で厚生年金の方の年金が充実をしてきたということについて思いが至らなかつたということが反省の第一点でございます。

それから第二点目は、平成七年の一元化懇談会、NTT、JR、この共済についての一元化というものが議論されたわけでございます。実はそのときに農林年金もどうだというふうに誘われたわけでございます。ところが、御承知のように農産物の自由化問題、ウルグアイ・ラウンド問題が当時吹き荒れておりまして、その受け入れと関連対策をめぐりまして、系統組織挙げて騒然としていたということでございます。そして、その後、平成八年、九年と住専問題が生じまして、なかなかこの問題についての組織討議をする時間がなかつたということで、やっとな決意いたしましたのが平成十年になりまして、十二月に統合をお願いしたいということを経営組織として決議したわけでございます。

これが、内部事情はそのとおりなんですけれども、厚生年金側にとっては今さら何だということでございますので、この一元化懇談会、それ以外の場合でも陳謝を申し上げた次第でございます。○西川きよし君 やはり負担を強いられる現場の

いわゆる現役の組合員の方々に対して、また広く国民に対して、これまでの経緯の説明なり反省があつて今後の対応があるのではないかなというふうに僕らは思うわけです。そういう意味では、今回のようなケースを教訓にいたしまして、各制度におきまして信頼性の確保が本当に重要なんだらうと思うわけですが、またそのためには、お話にも出ておりますけれども、精度の高い財政検証が求められるわけです。

この点につきまして、例えば昨年七月に社会保障制度審議会年金数理部会の報告書には次のような指摘がございます。

先ほども出ましたけれども、「詳細な情報開示の必要性」ということで、「各制度から提出されないデータがあり、今回の検証は提出資料の範囲内にとどまらざるを得なかつた。各制度ができるだけ詳細なデータや情報を公開し、それに基づいて精度の高い財政検証を行うことは重要であり、各制度の真剣な取り組みを要請したい。」と、かなり厳しい表現によつて指摘をされておりますけれども、この実態はどのように。

○政府参考人(辻哲夫君) これまでそのようなうらみ、うらみといひますか状況もあり、またそのような指摘がされたのも事実でございます。

本年三月十六日の閣議決定におきまして「社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。」と、まずされております。

は、年金制度に対する国民の理解を深め、信頼性を維持する上で極めて重要であると認識しておりまして、検証を的確に行うために、給付費、保険料収入の長期見通しはもとより、その前提となる統一した考え方に基づいた加入者、受給者の見通し、計算基礎データ等、さまざまな資料が必要でございます。

このように、精度の高い財政検証を行うために必要なデータ等のあり方については、今後、当部会において御審議をいただき、その結果を踏まえ、詳細な情報開示がなされるように努めてまいりたいと思ひます。

○西川きよし君 ありがとうございます。これまでの一元化懇談会の会議録を見ておりましたが、財政再計算に使われてきたデータでございますけれども、このデータについての信頼性についての御議論も多々ございます。その中で、第三回目の会議におきまして、財政再計算の賞与の扱いの問題が指摘をされております。この内容についての御答弁を再度お願いします。

○政府参考人(辻哲夫君) 第三回一元化懇談会におきまして賞与、すなわちボーナスと呼ばせていただきますが、ボーナスの扱いについて議論があり、指摘がありました内容でございますが、まずその内容を御紹介しますと、総報酬制への移行に伴いまして、総報酬で基礎年金部分も含めて保険料収入が入ってくるわけですが、支払いの方は報酬比例部分だけにボーナスが反映するので、ボーナスの支給割合の高い制度ほど財政的に有利であるはずでございます。

一方、標準報酬ベースと総報酬ベースでは各制度の財政状況を比較した結果が異なり、平成十五年度以降は総報酬制となることが決まっているのであれば、それぞれの制度の実際の総報酬ベースの数字を用いて比較しなければ意味のある横断的な数字にはならないという指摘でございます。

そういう中で、各制度のボーナスの見込み方を当該懇談会で聞いてみますと、共済組合につきましては、実際のボーナス支給割合より低いボナ

支給割合を用いていわば計算している、これに基づき見込んでいた将来保険料率は実際より厳しいものになっている、こういうままの状態というものはどうなんだと、こんな指摘があったわけでございます。

この背景でございますが、平成十二年度改正で導入された総報酬制は、ボーナスの多寡による被保険者間の負担の不公平を是正することを目的としておりまして、ボーナスについても保険料賦課の対象とするともに、それを給付に反映させることとしております。その場合の総報酬制の導入に際しての給付の方は、被用者年金制度を一律の計算方式で給付率を引き下げたものでござい

この見直しを受けまして、各制度がまちまちの見直しを持ちまして、厚生年金は保険料収入を見込むに当たって、制度独自の現実のボーナス支給割合を設定し、これを用いて財政再計算を行いましたが、共済年金制度におきましては、実際のボーナス支給割合より低い全制度平均のボーナス支給割合を設定したため、この懇談会でも指摘があったように、実際よりも厳しい保険料を見込んであるものであるということが指摘されたと認識しております。

これらの違いがあるというのは事実でございますが、各制度の将来の保険料水準の見直しを各制度がどの程度厳しく見込むかどうかというのは各制度の判断という問題もあり、社会保障制度審議会年金数理部会が実施した財政検証では、そのような各制度の財政再計算を踏まえて、これを前提として行ったものと承知しております。

しかしながら、一元化懇談会においてその後指摘されましたように、財政再計算や財政検証の精度を高める観点からは、今後、各制度が行う財政再計算においては各制度の比較がより的確に行えるよう各制度のボーナス支給割合を、個々のボーナス支給割合を反映する方が適切であると認識しておりまして、今後はそれをもとに財政検証を行う必要があると、そういった観点で、先ほど御指

摘ありましたような今後の財政検証のあり方について御検討いただきたいと考えております。
○西川きよし君 もう時間が来てしまいました。最後は大臣にお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

懇談会の委員の方は、かなり大ざっぱな数字が出ていたといった発言もございまして、専門家の方からもそういう指摘をされている内容で、まして国民の目からいいますと、これまでの財政検証なり制度間比較に意味があるんだろか、そうした不信感を抱く声が実際に聞こえてもまいります。

今後、一元化に関してさらに推進をしていくためには、各制度間におきまして、また国民との間におきまして、その信頼性を確保するというような観点が必要ではないかというふうに私自身も本当に思います。

年金担当大臣といたしましてのお立場から最後に御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) やはり公的年金制度の一元化を一日も早く進めていかなければならないと思いますし、日本のこの少子高齢化の時代を思いますと、もうそれ以外に道はないというふうに思う次第でございます。

そのためには、今までそれぞれ別の年金制度の中を歩んでおみえになりました皆さん方には、御理解をいただいて、そして一元化をしていかなければならないわけでありまして、その皆さん方にひとついろいろの立場で御理解をいただかなければならない。そのためには、それぞれの情報を公開して、そしていづれの立場であつたとしても将来はやはり一つの年金として格差のないような年金にしていくのだと、それにはやはり自分たちとしてもこれぐらいは辛抱しなければならぬというところが両方の中でわかるようにしなければいけないんだらうというふうに思います。そこが明確になるかどうか、本当にこれから本格的に一つの公的年金になれるかどうかの試金

石と申しますか、それによって決まるのではないかとこのように思っておりますので、情報公開を徹底して行つて、そして皆さんの御理解を得たいと思つておるところでございます。

○西川きよし君 よろしくお願ひします。

○黒岩秩子君 今まで多くの皆さんの質疑を伺ひまして、今回のこの法案が皆さんの御努力でこのようになつてきたこと、そしてこうせざるを得ないことを私としては理解いたしましたので、賛成したいと思つております。

それを前提とした上で、今回私は、農政と農協との関係について伺つてみたいと思つております。農政と農協というのは深いつながりがある部分もあるし、また今回このようになつてきた農協独自の問題もあると思ひますので、分けて御質問したいんですけれども、初めに農政の問題の質問をしてみたいと思ひます。

私は、三十年間農村に住んでおりました、農業にかかわる方たちからいろいろな話を伺つてきているわけですが、その中で、私にはどう見ても農業が衰退してきているというふうにはしか見えません。農水省としてはおありになるのかどうか、伺わせていただきます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業が衰退した認識があるかとの御質問でございますが、昔の基本法、これは昭和三十六年にできておりましたが、二年ほど前でございまして新しい基本法ができました。その間の状況を見ますと、農業・農村をめぐる事情は大きく変化をしております。例えば言いますと、食料自給率も当時は七九%あったものが今や四〇%。それから農業従事者も、当時は一千万人を超えておりましたけれども今は四百万人弱ということで、三分の一になつたということもございまして、また農村の高齢化なりあるいは過疎化というものが進んで活力が低下したという、そういう意味での状況が大きく変わつておるという認識はございます。

○黒岩秩子君 それで、一体その原因はどこにあるかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) この旧基本法ができましたのも、当時の高度経済成長の中で、まさに農村の人口が都市部へ流出するといったようなことがございました。また食生活の面でも、例えば畜産物でありますとか油脂でありますとか外国に多くを依存するようになった食生活を国民の皆さんが選好されたということもございまして、そういう食生活の構造も大きく変わつてきたということがその背景にあるかと思ひます。

○黒岩秩子君 それは大変一面的なことではないかと私は思ひます。

農業をやっている皆さんからいろいろ伺つていまして、日本が工業国として世界に名を上げていく過程で農業が犠牲にされてきたというふうに見えるのが農村の大多数の見解である。それは、輸出をしていく工業製品のために農産物を輸入しなければならぬ、そのことによって農業が廃れてきたという認識がかなりありまして、この農産物の輸入ということが日本の農業にとつてどんなことになつておるのか、そのところを伺わせていただきます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 確かに先生御指摘のとおり、国際化が著しく進展をしております。この旧基本法ができて以来、農産物の自由化も進んでおりました輸入がかなりふえておると。先ほど申し上げました自給率の低下ということもその背景にあるかと思ひますが、その輸入の増加はまた、先ほども言いましたように国民の皆様方の食生活の変化、こういうものも大きな背景にあるんだらうというふうには思つております。

○黒岩秩子君 その輸入の食料品ということがどういうことであるかということについて私は申し上げたいと思うんですが、特にアメリカから輸入するという場合には、そこには保存料とかそういう体にとつて毒なものが入つていなければならぬ。そういう輸入品がどんどんふえてきた

ことによつて日本人の健康そのものも害されてきているわけだし、それによつて日本の農業が打撃を受けたということもまた事実であると思います。

今おっしゃったように、そのことと深い関連がある中で日本人の食生活が変わってきたということもあると思いますけれども、農水省というのは、一つは日本の、一つはどうかそれだけだと思ふんですけれども、食料を確保し、その食料は健康を維持する、そのことのために存在しているのが農水省だと思ひますので、私は、国産かどうかという問題を、よく有事の場合に自給率が少なくて困ると言われますけれども、私は、有事がどうかという以前に、食料というものは、みんなその地域にその地域の文化に根差したものとて食料をつくってきたわけですから、近所のものを食べるということが一番体にいいというのが原則だと思ふんです。それを、遠くのところからいろいろ輸入しなきゃならないようなことを農政として行つてしまつた、そのことによつて害がある食料品がたくさん入つてきて、そしてまた、これは一番私は農水省に対して申し上げたいことなんですけれども、化学薬品を使って、あるいは農業を使って日本の農業自体もだめにしてしまつたのではないか、そういうことと後継者不足というところがかなり深いつながりがあるのではないかと考えているので、そこら辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 先ほど農業・農村を取り巻く状況は大きく変化したということを上上げましたが、中長期的には食料不安ということで国民の農業・農村に対する期待というものも非常に高まっております。

この新しい基本法におきましては、まさに食料の安定供給、これは一つの大きな理念として掲げております。今、先生が御指摘のございましたように、まさに安全、安心できる食べ物をいかに安定的に供給していくかということは農林水産省の大きな役目だと思つておりますし、その

のためにも、この新しい基本法の中で自給率の向上というものを数値目標として掲げまして、その自給率向上のために農林省挙げて各方面で取り組んでいく、こういう姿勢でございます。

○黒岩秩子君 基本的には農業というのは自分の食べるものは自分でつくるといふのが一番望ましいことだと思つてはいますけれども、これまで農水省がやってこられたことといふのは欧米並みにといふことで圃場を大きくしていく、そのことによつて日本の農業がかなり廃れてきたということについてはどういふふうに思われますでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) やはり農業も産業としての一面を持っておりますので、できるだけ効率的な農業といふものも一つは目指さなくてはいいけません。そういう意味で、生産基盤の整備とかあるいは技術の革新を踏まえた技術の導入、機械化といったものが進んできたといふことはおっしゃるとおりなんですが、また一面で安全性とかそういうことも重要な課題でございますので、両方をにらんでやっているとこののが現状でございます。

○黒岩秩子君 実はそこら辺のところ農協と大変深い関係にあるわけですから、農協が大きな機械を売つたり、それからまたかなり害のある農業をたくさん売つてきたり、そのような意味で農業そのものの破壊にまで農協がかかわつてきたのではないかと今ふに私は思つてしまふんですけれども、農協としてそのようなことについての反省といふか、そういうのはありませんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) そもそも農協と申しますのは、購買力でございまして販売力の弱い農業者が共同しまして、経営面、生活面の防衛を図りながら、その共同の力をもつて振興していこう、こういう組織でございます。

そして、先生、農業でございましてか、それを敵視されておりますけれども、やはり日本のようなアジア・モンスーン地帯にあります自然条件の

もとは害虫がいっぱい出るわけでございますし、やはり共同防除のために農業を使うということもこれ必要やむを得ないことでございます。肥料についても、地力を増強するためにやはり使うということとはそう悪いことではないわけでございます。

そういう意味で、組合員農家の求めに応じまして農協がそういう生産資材を供給し、そしてできた農産物を有利に販売する、こういう組織として存在してきたわけでございます。

ただ、問題は、担い手が農協のよさをわからず、わからずといひますか、もう農協離れが始まつていて、このところがむしろ今の農協の問題でございまして、大きな担い手に対してのサービスが足りない、こういうことで担い手の農協離れが行われておるわけでございます。このところをもう一回農協も原点に立ち返りまして、担い手を含みます地域農業の振興といふものを戦略的にやっていくべきではないかといふふうに思つておる次第でございます。

○黒岩秩子君 農協がどのようにしてできたかについては私も認識しております。

しかし、農協が、今のように入虫を殺すことが必要だといふことを言われますけれども、そのことについては、土をつくるということに原点を置いていけば虫との問題ももっと別な解決があると考えておりますので、そういう意味で、持続可能な農業といふ方向に、新農業基本法がそちらの方でかじを切られたといふことも認識しております。農協についてもそういう方向でやっていっていただきたい。

そして最後に、一つ農協にお伺いしたいのは、農協からの借金がござんだためにかなり大変な思いをして農家の方が多い、このことについて農協のお考えを聞かせてください。というのは、農家の皆さんは農協とよく相談をして借り入れたんだ、しかしその後、いざ困つてきたら全く農協は見向きもしないといふ、そういうことが言われております。そのことについてお伺い

します。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在、農産物の需給が全般的に緩和基調にあるといふことでございまして、これまで経営規模を拡大してきた方の中には、経営に対する能力は有しているわけでございますけれども、やはり負債がござんてくる農家が少なからずおられるといふことは私も認識をしております。

そして、その中に、一部の批判をいたしまして、農協が農家の知らない間に、資材の価格でございましてか農産物販売のマージンでございましてか、そういうものについての負債をふやしてしまつたといふようなことがあるといふようなことも私も一部聞いておるところでございます。

そこで、今回そういう状況に対処をいたしまして、農協に対するもろもろの批判、先ほど先生言われました、有機農業を組合員農家が進めたいとすると邪魔をするだとか、あるいは産直で農協を通さずに販売をしたいとするとこれもまた邪魔をするだとか、それから知らぬ間に負債がござんておるだとか、そういうような批判を受けてまして、これからの農協のあり方として、今国会に我々としては農協改革法を出し、成立を見たわけでございますけれども、原点に立ち返つて地域の農業振興を戦略的にやっていく、農家とのネットワーク化といふものを図り、そして営農指導といふものを信用事業よりも前の第一の仕事として取り組む、こういう方針を立てて今後努力するといふことにしているわけでございます。

そして、負債の問題につきましても、今年度から、一つは、農林漁業金融公庫というのがございますけれども、まず制度資金、土地改良の負担金、こういうものについての償還の軽減の資金を一つ創設し、それから、負債農家には負債があるといふことで前向きな資金をなかなか貸してもらえぬわけでございますけれども、その負債の軽減の資金と前向きな資金をあわせました資金をこれまた創設し、それから、農家の営農負債の借りかえのために農協が行います資金に利子補給をする

ような資金、この三つを創設いたしましたして、負担の軽減、できる限りの農業経営の再建というものに努めるということにしているところでございますので、御理解を願いたいというふうに思っております。

○委員長(中島眞人君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(中島眞人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められておりますので、これを許します。柳田稔君。

○柳田稔君 私、ただいま可決されました厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、二院クラブ・自由連合及びさきがけ環境会議の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、公的年金制度の一元化については、平成十三年三月十六日の閣議決定を踏まえ、財政単位の拡大と共通部分の費用負担の平準化を図ることを基本として、一元化に向けた取組の

積極的な推進を図るとともに、そのための方策については、二十一世紀初頭の間に結論が得られるよう、検討を急ぐこと。

二、被用者年金制度の一元化に当たっては、被用者年金各制度の財政状況等について、適時適切な情報の開示を行うとともに、具体的な費用負担の在り方等について、年金的な観点からの所要の検討、検証を行うこと。

三、農林共済年金の厚生年金への統合の際の年金の裁定、支払等の移行措置については、被保険者及び年金受給者に不安や混乱が生じないように、万全を期すること。

四、農林共済年金の厚生年金への統合に当たっては、雇用確保等の問題に対する適切な対応を含め、円滑な施行のために適正な対応を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) ただいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(中島眞人君) 全会一致と認めます。よって、柳田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいまの附帯決議につきまして、その御趣旨を十分尊重いたしまして、最大限の努力をいたします。

○委員長(中島眞人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、企業組織の再編や企業の人事労務管理の個別化の進展等を背景として、解雇、労働条件の変更等個々の労働者と事業主との間の紛争が増加しており、今後もこの状況はさらに続くものと見込まれており、今後この状況に対応する必要があるものと見込まれております。

このような状況に対応し、労働関係に関するあらゆる紛争について簡易、迅速な解決を促進するための制度の早急な整備が重要な課題となっており、政府といたしましては、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、早期に、かつ誠意をもって自主的な解決を図るよう努めなければならないこととしております。

第二に、都道府県労働局長は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、事業主等に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこととしております。

第三に、都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方または一方からその解決について援助を求められた場合には、当事者に対し必要な助言または指導をすることができることとしております。

第四に、都道府県労働局に紛争調整委員会を置くこととし、都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について当事者の双方または一方からあつせんの申請があつた場合において、当該紛争の解決のために必要があると認められるときは、紛争調整委員会にあつせんを行わせることとしております。

第五に、地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者、事業主等に対する情報の提供、相談その他の必要な施策を推進するように努めることとし、国はこれらの施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとしております。

最後に、この法律は平成十三年十月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案については、衆議院において、修正が行われたところであり、

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院厚生労働委員長代理吉田幸弘君から説明を聴取いたします。吉田幸弘君。

○衆議院議員(吉田幸弘君) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案に対する衆議院の修正部分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、個別労働関係紛争を未然に防止し、個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、地方公共団体が推進するように努める施策として、あつせんを明記することとしております。

第二に、第一の地方公共団体の施策として、地方自治法の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて地方労働委員会が行う場合には、中央労働委員会は当該地方労働委員会に対し必要な助言または指導をすることができる旨の規定を追加することとしております。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(中島眞人君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、臓器移植に関する件を議題といたします。

この際、本件につきまして坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) 臓器の移植に関する法律に係る附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について御報告を申し上げます。

まず、移植希望登録者数は、本年五月末現在、心臓は四十九名、肺は三十三名、肝臓は四十七名、腎臓は一万三千八十二名、脾臓は三十八名となっており、角膜は本年四月末現在、五千九百九十七名となっております。また、平成十二年度の移植実施数は、脳死下及び心臓停止下における提供を合わせて、心臓は六名の提供者から六件の移植が、肺は四名の提供者から四件の移植が、肝臓は七名の提供者から七件の移植が、腎臓は六十五名の提供者から百二十六件の移植が、脾臓は三名の提供者から三件の移植が、小腸は一名の提供者から一件の移植が、角膜は八百七十五名の提供者から千五百二十五件の移植が行われております。

なお、法施行から本年五月末までの間に、法に基づき十四名の方が脳死と判定されております。

一方、脳死下での臓器提供施設につきまして、厚生労働省が作成した指針に基づく条件を整備した施設として、本年四月一日現在、三百三十八施設がこれに該当しております。また、移植実施施設につきましては、本年五月末現在、心臓は

三施設、肺は四施設、肝臓は九施設、脾臓は十三施設、小腸は九施設となっております。

臓器移植の推進に当たって重要となる臓器提供意思表示カード等につきましては、厚生労働省では社団法人日本臓器移植ネットワークとともにその普及を図っており、本年五月末までに臓器提供意思表示カードは約七千二百一十枚、運転免許証用シールは約九十万枚、医療保険の被保険者証用シールは約千九百九十一万枚を配布しております。

その他、最近の取り組みとしては、脳死下での臓器提供事例に係る検証会議におきまして、これまで五例目から七例目までの事例及び平成十一年九月の脳死判定中止事例の検証結果が報告書として取りまとめられ、公表されております。また、近年、腎臓移植及び角膜移植の実施件数が減少傾向にあることから、各都道府県や関係団体に対し、制度の普及、啓発等について協力を依頼しております。さらには、二つの病院において行われる心臓移植手術が医療保険の高度先進医療として承認されたところであります。

以上、御報告申し上げますとともに、厚生労働省としては、今後とも移植医療の推進に努めてまいり、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。次第でございます。

○委員長(中島眞人君) なお、本日、厚生労働省から提出されております報告書につきましては、これを会議録の末尾に掲載することにしたいたしと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

〔参照〕
臓器移植の実施状況等に関する報告書

平成十三年六月二十六日
厚生労働省

第一 臓器移植の実施状況

一 移植希望登録者数

○平成十三年五月三十一日現在(角膜)については、同年四月三十日現在、移植希望登録者数は、全国で、心臓四十九名、肺三十三名、肝臓四十七名、腎臓一万三千八十二名、脾臓三十八名、角膜(角膜)五千九百九十七名となっております。

二 移植実施数等

○臓器の移植に関する法律(平成九年法律第一〇四号。以下「臓器移植法」という。)に基づく平成十二年度における臓器移植の実施数等は、以下のとおりである。

なお、括弧内の数字は、平成九年十月十六日(臓器移植法の施行の日)から平成十三年五月三十一日(角膜)については、同年四月三十日)までの間の臓器移植の実施数等の累計である。また、平成九年十月十六日から平成十三年五月三十一日までの間に、臓器移植法に基づき十四名の者が脳死と判定されている。

	提 供 者 数		移 植 実 施 数	
	脳死した者		脳死した者の身体からの移植数	
心臓	六名 (一〇名)	六名 (一〇名)	六件 (一〇件)	六件 (一〇件)
肺	四名 (五名)	四名 (五名)	四件 (六件)	四件 (六件)
肝臓	七名 (二一名)	七名 (二一名)	七件 (二一件)	七件 (二一件)
腎臓	六五名 (二八八名)	七名 (二二名)	一二六件 (五三三件)	一二三件 (二二二件)
脾臓	三名 (三名)	三名 (三名)	三件 (三件)	三件 (三件)
小腸	一名 (一名)	一名 (一名)	一件 (一件)	一件 (一件)
眼球(角膜)	八七五名 (三、五五三名)	二名 (三名)	一、五二五件 (五、八八一件)	四件 (六件)

○三 臓器提供施設
臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供施設については、「臓器の移植に関する

法律の運用に関する指針(ガイドライン)(平成九年十月八日健医発第一三二九号厚生省保健医療局長通知。以下「ガイドライン」という。)により、当面は、以下の条件をすべて満たしている施設に限定しており、必要な体制を整えている施設は、平成十三年四月一日現在三三八施設となっている。

(1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。

(2) 適正な脳死判定を行う体制があること。

(3) 救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

(ア) 大学附属病院

(イ) 日本救急医学会の指導医指定施設

(ウ) 日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項)

※「A項」とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設をいう。

(エ) 救命救急センターとして認定された施設

四 移植実施施設

○ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの移植実施施設については、ガイドラインにより、移植関係学会合同委員会において選定した施設に限定しており、平成十三年五月三十一日現在、心臓移植実施施設は三施設、肺移植実施施設は四施設、肝臓移植実施施設は九施設、脾臓移植実施施設は十三施設、小腸移植実施施設は九施設となっている。

五 臓器あつせん機関の現状

(1) 社団法人日本臓器移植ネットワーク

○ 社団法人日本臓器移植ネットワークは、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓及び小腸のあつせんを全国一元的に行う臓器あつせん機関として、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への臓器のあつせん等の活動を行っている。

○ 移植を受ける患者の選択は、社団法人日本臓器移植ネットワークにおいて「臓器提供者(ドナー)適応基準及び移植希望者(レシピエント)選択基準について」(平成九年十月十六日健医発第二二七号厚生省保健医療局長通知に定める選択基準に基づいて実施されている。

(2) 眼臓あつせん機関

○ 現在、全国で五十一(平成十三年五月三十一日現在)の眼臓あつせん機関が、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への角膜のあつせん等の活動を実施している。また、臓器提供意思表示カードの普及活動とは別に、独自に角膜提供希望者の登録を行っている。

六 臓器提供意思表示カード等の普及

○ 厚生労働省は、社団法人日本臓器移植ネットワークとともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下のような方法により臓器提供意思表示カード等の普及を図っている。

(1) 地方公共団体の保健所・衛生主管部局等、公的機関、郵便局、運転免許試験場(センター)、警察署、腎バンク、薬局、大学、大学附属病院等に臓器提供意思表示カードを配置

(2) 運転免許証に貼付することができる臓器提供意思表示シールを運転免許試験場(センター)、

警察署等に配置するほか、医療保険の被保険者証に貼付することができる臓器提供意思表示シールを医療保険の被保険者証の更新等の機会に配布

○ 平成九年十月十六日(臓器移植法の施行の日)から平成十三年五月三十一日までに配布した臓器提供意思表示カードは七〇、二二四、四二九枚、運転免許証用シールは八九六、四五〇枚、医療保険の被保険者証用シールは一一、九〇七、一三五枚となっている。

第二 移植結果

○ 平成九年十月十六日(臓器移植法の施行の日)以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓及び小腸の移植に関する生存率(移植を受けた患者のうち、ある期間の後に生存している者の割合)、生着率(移植を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合)は、以下のとおりである。

	生 存 率		生 着 率	
	一年生存率	二年生存率	一年生着率	二年生着率
心臓	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％
肺	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％
肝臓	七九・五％	七九・五％	七九・五％	七九・五％
腎臓	九四・七％	九一・六％	八五・一％	七六・九％
脾臓同時移植術	一〇〇・〇％		(腎臓) 一〇〇・〇％ (脾臓) 六六・七％	
小腸	一〇〇・〇％		一〇〇・〇％	

(注一) 心臓、肺、肝臓、腎臓(脾臓同時移植術に係るものに限る)、脾臓及び小腸の移植…平成十三年五月三十一日までに実施されたもの

腎臓の移植…平成十二年十二月三十一日までに実施されたもの

(注二) 脾臓同時移植術を受けた患者については、腎臓単独の移植術の生存率及び生着率の数値には反映されていない。

第三 その他

一 脳死下での臓器提供事例に係る検証

○ 五例目以降の脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」(厚生労働大臣が参集を求めて開催する行政運営上の会合。座長は藤原研司埼玉医科大学教授。)において検証が行われており、これまで五例目から七例目までの事例及び平成十一年九月の脳死判定中止事例の検証結果が報告書として取りまとめられ、公表されている。

二 腎臓移植及び角膜移植の推進

○ 近年、心停止後の腎臓提供による腎臓移植及び心停止後の眼臓提供による角膜移植の件数が減少傾向にあるが、その要因として、国民や医療従事者の間に、心停止後の腎臓又は眼臓の提供を

遺族の承諾のみに基づいて行うことはできないといった誤解があるとの指摘がなされている。

このため、平成十三年二月に各都道府県や関係団体に対して、「腎臓移植及び角膜移植に関する協力依頼について」(平成十三年二月十三日健康発第一〇号厚生労働省健康局疾病対策課長通知等)を发出し、国民や医療従事者に対し臓器移植法の正しい知識を啓発するとともに、心停止後の腎臓又は眼球の提供に対する医療機関の一層の理解及び協力が得られるよう、協力を依頼した。

三 心臓移植術の高度先進医療としての承認

○ 中央社会保険医療協議会における議論を経て、国立循環器病センター及び大阪大学医学部附属病院において行われる心臓移植術が、医療保険の高度先進医療として承認された。

四 世論調査

○ 平成十二年五月に総理府(現内閣府)が行った「臓器移植に関する世論調査」(調査対象…全国の二十歳以上の者 三千人/回収率…七一・九%)によると、前回の調査時(平成十年十月)と比較し、臓器移植の制度や臓器提供意思表示カードについて着実に国民への周知が図られているとともに、臓器提供意思表示カードの所持率も上昇していることが分かる。

なお、制度の在り方に関しては、臓器提供に必要となる意思表示の要件について、本人の意思表示と家族の承諾の双方が必要と考える者は約七〇%を占め、小児への臓器移植について、移植ができるようにすべきだとする者の割合も約六八%となっている。

(参考)主な調査結果

脳死と判定された者からの臓器移植が可能となったことを知っていた	九五・〇% (七七・八%)
臓器提供意思表示カードについて知っていた	八一・一% (六三・一%)
臓器提供意思表示カードを所持している	九・四% (二・六%)
脳死と判定された後の臓器提供の意思(提供したい)	三三・六% (三一・六%)
(提供したくない)	三五・四% (三七・六%)
脳死と判定された家族の臓器提供の意思を尊重するか(尊重する)	六八・八% (六〇・七%)
(尊重しない)	九・五% (一一・一%)
脳死での臓器提供の本人及び家族の同意について(本人の意思表示のみでよく家族の承諾は不要)	二〇・六%
(家族の承諾のみでよく本人の意思表示は不要)	二・一%
(本人の意思表示と家族の承諾が必要)	六九・九%
小児への臓器移植について(移植ができないのはやむを得ない)	二一・一%
(移植ができるようにすべきだ)	六七・九%

(注) 括弧内は、前回の調査(平成十年十月 総理府(現内閣府)「臓器移植に関する世論調査」)の結果である。

六月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第二〇四〇号)(第二〇四一〇号)(第二〇四二〇号)(第二〇四三〇号)(第二〇四四〇号)(第二〇四五〇号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第二〇四六〇号)(第二〇四七〇号)(第二〇四八〇号)(第二〇四九〇号)

一、リンパ浮腫治療の充実に関する請願(第二〇五〇号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第二〇五一〇号)(第二〇五二〇号)(第二〇五三〇号)(第二〇五四〇号)(第二〇五五〇号)

一、介護保険の改善及び医療保険の改悪反対に関する請願(第二〇五七〇号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第二〇五八〇号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第二〇五九〇号)

一、介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願(第二〇六四〇号)

一、小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願(第二〇六五〇号)(第二〇六六〇号)

一、保険料についての特例措置の継続等介護保険の緊急改善に関する請願(第二〇九三〇号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第二〇九四〇号)(第二〇九五〇号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第二〇九六〇号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第二〇九七〇号)(第二〇九八〇号)(第二〇九九〇号)(第二一〇〇〇号)

一、小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願(第二一〇一〇号)

一、小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願(第二一二二〇号)(第二一二三〇号)

(第二一二四〇号)(第二一二五〇号)(第二一二六〇号)(第二一二七〇号)(第二一二八〇号)(第二一二九〇号)(第二一二一〇〇号)(第二一二一一〇号)(第二一二一二〇号)(第二一二一三〇号)(第二一二一四〇号)(第二一二一五〇号)(第二一二一六〇号)(第二一二一七〇号)(第二一二一八〇号)(第二一二一九〇号)(第二一二二〇〇号)

(第二一二二一〇号)(第二一二二二〇号)(第二一二二三〇号)(第二一二二四〇号)(第二一二二五〇号)(第二一二二六〇号)(第二一二二七〇号)(第二一二二八〇号)(第二一二二九〇号)(第二一二三〇〇号)

(第二一二三一〇号)(第二一二三二〇号)(第二一二三三〇号)(第二一二三四〇号)(第二一二三五〇号)(第二一二三六〇号)(第二一二三七〇号)(第二一二三八〇号)(第二一二三九〇号)(第二一二四〇〇号)

(第二一二四一〇号)(第二一二四二〇号)(第二一二四三〇号)(第二一二四四〇号)(第二一二四五〇号)(第二一二四六〇号)(第二一二四七〇号)(第二一二四八〇号)(第二一二四九〇号)(第二一二五〇〇号)

一、食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第二二六九〇号)(第二二七〇〇号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第二二七一〇号)(第二二七二〇号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第二二七三〇号)(第二二七四〇号)(第二二七五〇号)

一、小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願(第二二七六〇号)(第二二七七〇号)(第二二七八〇号)

一、小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願(第二二七九〇号)(第二二八〇〇号)(第二二八一〇号)(第二二八二〇号)(第二二八三〇号)(第二二八四〇号)(第二二八五〇号)(第二二八六〇号)(第二二八七〇号)(第二二八八〇号)

(第二二八九〇号)(第二二九〇〇号)(第二二九一〇号)(第二二九二〇号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第二二九三〇号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第二二九四〇号)

一、将来の安心及び生活の安定のための社会保険の拡充に関する請願(第二二九五〇号)

一、マッサージ診療報酬の引上げに関する請願(第二二九六〇号)

一、小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願(第二二九九〇号)(第二三〇〇〇号)(第二三〇一〇号)(第二三〇二〇号)(第二三〇三〇号)

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 大阪府堺市東山二七七 大町喜美代 外九百十八名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二〇四七号 平成十三年六月八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町大字川南一三、六二二ノ一四 高山トヨ子 外千九百九十九名

紹介議員 上杉 光弘君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二〇四八号 平成十三年六月八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠町森山先五ノ三六 山下茂樹 外八百八十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二〇四九号 平成十三年六月八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 東京都東村山市野口町一ノ九ノ六 渡辺寿賀代 外千七百七十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二〇五〇号 平成十三年六月八日受理

リンパ浮腫治療の充実に関する請願

請願者 東京都葛飾区東立石三ノ三六ノ一 奥野利行 外千四百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第二〇五一号 平成十三年六月八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都調布市多摩川三ノ五〇ノ三 稲邑美枝 外十九名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇五二号 平成十三年六月八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 小熊竹彦 外三万二千八百七十七名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇五三号 平成十三年六月八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 石川廣 外一万五千六百二十四名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇五四号 平成十三年六月八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 山内明子 外二万二千八百三十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇五五号 平成十三年六月八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 藤岡武義 外二万五千八百八十九名

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇五六号 平成十三年六月八日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 伊藤和久 外二千六百四十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇五七号 平成十三年六月八日受理

介護保険の改善及び医療保険の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台三ノ一九ノ一 田中重雄 外六十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二〇五八号 平成十三年六月八日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂豊田町四五 清水節子 外二千七百八十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二〇五九号 平成十三年六月八日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 埼玉県秩父市近戸町九ノ九 下元大徳 外五百二十三名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二〇六四号 平成十三年六月八日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都大田区大森本町二ノ一三ノ九 中谷フミ 外十四名

紹介議員 市田 忠義君

介護保険制度が開始され、六十五歳以上の者に対する介護保険料の徴収も開始されたが、特に低所得者ほど重い負担となっている。そのうえ、今年十月からはこの保険料が現在の二倍に引き上げられることになっており、各自自治体では保険料や利用料の減免を行うなど、独自の取組を行っている。また、政府は七十歳以上の高齢者に対する医療費の引上げ、七十歳以下の者に対する高額療養費の負担限度額の引上げ、入院給食費の引上げなど医療保険の改悪を行うだけでなく、年金支給開始年齢の六十五歳への引上げ、賃金スライドの廃止、報酬比例部分の五割削減を強行している。このため、年金に対する国民の不安、不満、不信は拡大しており、今こそ最低保障年金制度の確立が求められている。大企業・大銀行のための公共事業や税金投入の無駄を見直せば、国民に負担を課すことなく社会保障の財源を確保することは可能である。

ついで、暮らしと社会保障を拡充するため、国庫負担の増額を基本として次の事項について実現を図らねばならない。

一、いつでもどこでもだれもが安心して介護サービスを受けられるよう、緊急に次の改善を行うこと。

- 1 六十五歳以上の高齢者に対し介護保険料を半額とする措置を当面継続し、十月から二倍に引き上げないこと。
 - 2 低所得者などに対する保険料及び利用料を免除又は軽減すること。
 - 3 国及び自治体の責任により施設やホームヘルパーなどを早急に増やすこと。
- 二、医療保険に対する国庫負担を増額し、これ以上医療負担を引き上げないこと。
- 1 高齢者の医療費負担を二―三倍に引き上げないこと。
 - 2 健保本人の三割負担、大病院通院の五割負担の計画を撤回すること。
 - 3 差額ベッドなどの保険外負担を拡大しないこと。

三、年金制度を緊急に改善すること。

1 直ちに国民年金(基礎年金)の国庫負担を三分の二から二分の一に増額するとともに、無年金者や低額年金者を解消する措置を講ずること。

第二〇六五号 平成十三年六月十一日受理

小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願

群馬県高崎市江木町二一〇 大塚

紹介議員 角田 義一君

心臓病や喘息などの小児慢性疾患は、治療が長期にわたり医療費負担も高額となるため、昭和四十九年度から小児慢性特定疾患治療研究事業により公費負担が続けられてきた。しかし、医療費だけでなく交通費や付添いのための宿泊費などの負担が家計を圧迫しているため、制度の拡充が求められている。国による補助金の削減が続く中、仮に患者負担が導入されれば、制度の意義が崩壊することになるとともに、少子化社会対策の一環としての小児の命と健康を守るといふ姿勢からも後退するものである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、小児慢性特定疾患治療費助成制度を維持し、全額公費負担を継続すること。

二、小児慢性特定疾患治療研究事業におけるすべての疾患について、適用対象年齢を二十歳までとするとともに、通院についても適用対象とすること。

第二〇六六号 平成十三年六月十一日受理

小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市交北一ノ二〇ノ三九 林俊也 外千七百九十三名 西川きよし君

紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二〇九三三号 平成十三年六月十一日受理

保険料に関する特例措置の継続等介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 神戸市東灘区本庄町二ノ五ノ二ノ六〇二 松本公 外九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一一九三三号と同じである。

第二〇九四四号 平成十三年六月十一日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 兵庫県姫路市城北本町一五ノ一七ノ五〇四 中村巧 外千四百十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一九五五五号と同じである。

第二〇九五五号 平成十三年六月十一日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 福岡市早良区室見三ノ一〇ノ二九 岡睦子 外四百九十九名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第一九五五五号と同じである。

第二〇九六六号 平成十三年六月十一日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡天王町天王字上北野一〇八ノ八 櫻田光治 外七千二百九十九名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇九七七号 平成十三年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県郡山市神明町一七ノ一六 富岡定敏 外六百九十二名

紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二〇九八八号 平成十三年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目 林宏明 外三千五百九名 小川 勝也君

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二〇九九九号 平成十三年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県鹿角市十和田瀬田石字瀬田石一〇 菊沢一男 外二千九十七名

紹介議員 齊藤 滋宣君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二一〇〇〇号 平成十三年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 三重県一志郡嬉野町合ヶ野二一八ノ一 鳥谷みねお 外二千七十五名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二一〇〇一号 平成十三年六月十一日受理

小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願

請願者 東京都稲城市矢野口二、八二二ノ一ノ三〇二 直井絵美 外千六百八十一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二〇六五五号と同じである。

第二一一二二号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市駒ヶ谷一〇六ノ一

紹介議員 今泉 昭君

北川康大 外三千一名

北川康大 外三千一名

社会福祉基礎構造改革の一環として、平成十二年に社会福祉事業法が社会福祉法と改められたことに伴い、社会福祉法人及び通所授産施設制度の認可要件が緩和され、小規模通所授産施設制度が創設された。これにより法内施設への移行条件が緩和されたが、多くの問題が残されている。例えば一般の通所授産施設との公費支弁における格差である。知的障害者通所授産施設の場合、一施設当たり年額約五千八百万円(二十名定員、特甲地)が支弁されているが、ほぼ同規模の小規模通所授産施設では年額約千百万円であり、四倍以上の格差が生じている。また、平成十五年度より施設利用方式が措置制度から利用契約制度へ移行するが、法定施設が設置されていない自治体が全体の約六割に上る現状では、利用先の確保や利用者の選択権の行使などが制限されるおそれがある。このため関連施設の絶対数を増やすことが必要となっている。さらに、全国に約五千五百箇所ある小規模作業所が直ちに小規模通所授産施設に移行することは難しいことから、引き続き有効な施策を講ずる必要がある。

ついで、次の措置を採らたい。

一、小規模通所授産施設制度の運営費及び施設整備費等を二十人以上の通所授産施設と同等の水準にすること。また、小規模社会福祉法人の運営対象事業については地域生活関連の各種事業全体を対象とすること。小規模作業所に対する国庫補助金制度の改善・拡充を図ること。

二、利用契約制度への移行に当たっては、公費支弁水準を低下させないこと。また、利用者の選択性を高めるための関連社会資源の増大を図ること。

三、障害者施設制度・体系を再編すること。特に重度・重複障害者を対象とした通所型施設制度の創設、精神障害やてんかん、高次脳機能障害、アルコール・薬物依存の人々に対応した社会福祉施設制度の拡充を図ること。

四、グループホーム及び福祉ホームなどの生活の場に対する補助金を増額すること。

五、安心した地域生活が営めるよう、介護及び権利擁護制度の充実を図り、特に所得保障制度については障害基礎年金制度の改革を中心として大幅な拡充を図ること。

第二二一三三号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町有弥の里二ノ五ノ一 園田成子 外千九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二一四号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 広島県甲奴郡甲奴町本郷一 松尾淳子 外九百九十九名

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二一五号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡岩出町山七八六ノ一〇 小山美津子 外千九百九十九名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二一六号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県草加市谷塚町四一ノ六 釣谷隆 外千九百九十八名

紹介議員 江本 孟紀君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二一七号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町南幸町二ノ三 二 伊藤修司 外千九百九十九名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二一八号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中区歌里町二五一 平岡英男 外千九百九十九名

紹介議員 末広まきこ君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二一九号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市山科区音羽前出町三一ノ二ノ三 田中康平 外九百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二〇号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡桃山町野田原九八ノ一 西沢和恵 外二千九百九十九名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二二号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町一九ノ一 西山咲子 外二千名

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二二号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 広島市西区己斐西町五ノ六 宮武未来 外千九百九十九名

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二三号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 神戸市北区東大池一ノ一〇ノ八 今井さゆり 外九百九十九名

紹介議員 柳川 覺治君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二四号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 神戸市中央区日暮通二ノ四ノ九 山野井久美子 外千九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二五号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府中郡大宮町字河辺一、一八 三 奥田兼己 外千九百九十九名

紹介議員 海野 義孝君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二六号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一 九ノ一 澤原雄一 外千名

紹介議員 岩本 莊太君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二七号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府長岡京市一文橋二ノ一五ノ一〇 角根子 外二千名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二八号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡西浦三八ノ九 久保見明 外二千九百九十九名

紹介議員 尾辻 秀久君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二二九号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八ノ五F 椎橋佐智子 外二千一名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二二三〇号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中区栄生一ノ二二ノ二二 山田秀忠 外千九百九十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二三三一号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市南区堤町五ノ九ノ三 小畑輝子 外千九百九十九名

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二一二二号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 和歌山市黒田二ノ一 宇治田康治 外千九百九十九名

紹介議員 野間 越君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二一二三三三号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都町田市忠生二ノ三ノ一四 菅原広樹 外二千名

紹介議員 須藤良太郎君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二三四四号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里万博公園二ノ二七 根本美智子 外二千名

紹介議員 西川きよし君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二三五五号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町七ノ一七ノ四 飯島又三 外二千名

紹介議員 亀谷 博昭君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二三六六号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 愛知県豊田郡木曾川町大字外割田 宇西芳池一七 柳雅人 外千九百九十九名

紹介議員 浅尾慶一郎君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二三七七号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町有弥の里二ノ四ノ八 浅井あかね 外千九百九十九名

紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二三八八号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市東区砂田橋二ノ一ノAノ三一一 出口信之 外千九百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二三九九号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 広島県佐伯郡佐伯町友田七九八ノ一 丸山文枝 外千九百九十九名

紹介議員 菅川 健二君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二四〇号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 愛知県江南市東野町新田東三五

第二一二四二二号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県松山市持田町四ノ四ノ二〇 岡田真由美 外九百九十九名

紹介議員 谷林 正昭君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二四二二号 平成十三年六月十二日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都江東区南砂七ノ五ノ二一ノ二〇七 高梨茂 外千九百九十九名

紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二一二六九号 平成十三年六月十二日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 仙台市太白区長町八ノ九ノ二二ノ一、四二三 齋藤昭子 外一万七千二百八十一名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二一二七〇号 平成十三年六月十二日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 丸山基 外十名

紹介議員 海野 義孝君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二一二七二二号 平成十三年六月十二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目 安達大輔 外千七百四十八名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第二二六八号と同じである。

第二一二七三三三号 平成十三年六月十二日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 佐賀市今宿町一〇ノ九 新宮卓郎 外千九百六十六名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二一二七四四号 平成十三年六月十二日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 広島県東広島市高屋町郷一七六ノ一 政広勝行 外千九百六十六名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二一二七五五号 平成十三年六月十二日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原町字棚原二八八 比嘉初美 外千九百六十六名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二一二七六六号 平成十三年六月十二日受理

小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充

小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充

に関する請願 請願者 仙台市泉区泉ヶ丘一ノ一五ノ一九 遠藤佐代子 外八百八十四名 紹介議員 龜谷 博昭君 この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。	小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 埼玉県越谷市南越谷四ノ一二ノ一 五ノ四〇四 廣瀬智樹 外千九百九十九名 紹介議員 島袋 宗康君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二一八六号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 栃木県那須郡黒羽町北野上一、五 五四ノ一 松浦正男 外千九百九十九名 紹介議員 岩崎 純三君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	一〇 寺島直美 外千九百九十九名 紹介議員 椎名 素夫君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。
第二一七七号 平成十三年六月十二日受理 小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願 請願者 沖縄県浦添市西原四一二ノ三 棚 原正吉 外千五百六十四名 紹介議員 黒岩 秩子君 この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。	第二一八二号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 東京都あきる野市留原七七五ノ一 三 祝和子 外千九百九十六名 紹介議員 山崎 力君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二一八七号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 広島市佐伯区美鈴が丘四四ノ一一 ノ一一 中沢道成 外千九百九十九名 紹介議員 柳田 稔君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二一九二号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 福岡県宗像市日の里七ノ二八ノ六 池浦晴美 外千九百九十九名 紹介議員 梶原 敬義君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。
第二一七八号 平成十三年六月十二日受理 小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願 請願者 横浜市区南希望が丘一二九ノ一 渡辺安子 外千五百一十一名 紹介議員 齋藤 勁君 この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。	第二一八三号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 和歌山市六十谷二四九ノ七 大石 めぐみ 外千九百九十九名 紹介議員 中村 敦夫君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二一八八号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県大津市雄琴北二ノ五ノ一三 ノ二〇五 中野孝子 外二千名 紹介議員 山崎 正昭君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二一九三号 平成十三年六月十二日受理 総合的難病対策の早期確立に関する請願 請願者 仙台市泉区泉中央二ノ八ノ四 〇一 伊藤公二 外千九百九十九名 紹介議員 岡崎トミ子君 この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。
第二二七九号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県神崎郡能登川町能登川五四 八 松村みよ子 外九百九十九名 紹介議員 小川 勝也君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二二八四号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 大阪府住吉区荻田五ノ一ノ二二ノ 二〇一 西脇美代子 外千名 紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二二八九号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 名古屋市中区曾根一ノ一二六 竹 原正明 外三千九百九十九名 紹介議員 今井 澄君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二二九四号 平成十三年六月十二日受理 国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願 請願者 大阪府堺市北三国ヶ丘町一ノ一 四一 海原信也 外千九百九十九名 紹介議員 岡崎トミ子君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第二二八〇号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 福岡県久留米市中央町二八ノ二 権藤紘三 外千九百九十九名 紹介議員 洲上 貞雄君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二二八五号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県彦根市長曾根南町五二七ノ 五 田中浩蔵 外千九百九十九名 紹介議員 山下 英利君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二二九〇号 平成十三年六月十二日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 福島県いわき市平字北目町三九ノ 一〇 寺島直美 外千九百九十九名 紹介議員 椎名 素夫君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二二九五号 平成十三年六月十二日受理 将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡

充に関する請願

請願者 山形県新庄市住吉町三ノ二六 小

紹介議員 岸 宏一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二九六号 平成十三年六月十三日受理

マッサージ診療報酬の引上げに関する請願

請願者 東京都豊島区北大塚二ノ一七ノ四

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第二一九九号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県彦根市西今町三六〇ノ七ノ

二〇二 藤野利恵 外千九百九十九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇〇号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市南金田二ノ二六ノ二

八ノ二〇二 森脇有子 外三千名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇一号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県神楽郡能登川町伊庭一八四

九名

紹介議員 岩本 莊太君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇二号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都品川区西中延一ノ五ノ二二

柴崎ユリ子 外九百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇三号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都小平市花小金井南町二ノ九

ノ二五 西海洋一 外千九百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇四号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中南区堤起町三ノ一ノ一

一〇五 野原信一 外千九百九十九名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇五号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 奈良市藤ノ木台四ノ四ノ一八 天

野裕美 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇六号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 栃木県小山市駅南町三ノ二八ノ九

長谷川美佳 外九百九十九名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇七号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都江東区南砂七ノ五ノ二一ノ

二〇七 高梨奈保子 外千九百九十九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇八号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 栃木県小山市上石塚九六八 飯村

年男 外千九百九十九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二〇九号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中緑区大高町字藤塚七ノ二

二ノCノ一〇二 丸山京子 外九百九十九名

紹介議員 柳川 覺治君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二一〇号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府竹野郡丹後町平一、二二四

ノ一 小倉伸 外千九百九十九名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二一一号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡岩出町山崎二五四

西村美千代 外二千名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二一二号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 長野県佐久市大字本新町二四五

井出千春 外三千九百九十九名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

請願

請願者 和歌山県那賀郡岩出町山崎二五四

西村美千代 外二千名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二一二号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 長野県佐久市大字本新町二四五

井出千春 外三千九百九十九名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二一三号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都日野市南平六ノ二五ノ一

ノ二〇三 萩原靖 外千九百九十九名

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二一四号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県西宮市鞍掛町二ノ七 仲澤

秀敏 外千九百九十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二一五号 平成十三年六月十三日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県彦根市高宮町一、六五四

岡田裕美 外千九百九十九名

紹介議員 益田 洋介君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二二四六号 平成十三年六月十三日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県養父郡大屋町加保二、三八
三 正垣充正 外千九百九十九名
紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二四七号 平成十三年六月十三日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県日高郡美浜町三尾三八二
岡本和能 外千九百九十九名
紹介議員 関谷 勝嗣君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二四八号 平成十三年六月十三日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 広島市東区尾長東二ノ二ノ三六
井上一成 外千九百九十九名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二四九号 平成十三年六月十三日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西春町徳重小崎
四二ノ一 玉田和男 外千八百二十名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二五〇号 平成十三年六月十三日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県川口市柳崎一ノ一六ノ一七
高野才一郎 外千九百九十九名

紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二五一号 平成十三年六月十三日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里平良町一ノ三〇
ノ一二 宮平知博 外九百九十八名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二五二号 平成十三年六月十三日受理
介護サービス基盤の整備等介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 長野県中野市若宮五〇ノ五 宮崎正規 外二名
紹介議員 井上 美代君
昨年四月から介護保険制度が実施され、また十月からは六十五歳以上の高齢者に対しても保険料の徴収が開始された。しかし、実施以前から指摘されていた要介護認定、保険料・利用料の負担、介護サービスの基盤整備などの問題が解決されないまま実施されたため、現場では予想以上の矛盾と混乱が起こっている。その結果、介護サービスを受けられない者が生じるなど介護保険制度に対する国民の失望や怒りが広がっている。一方、政府は介護保険制度の実施に伴い、福祉に対する国庫負担を昨年度において二千三百億円も削減するなど、国民に負担を押し付けている。

一、特別養護老人ホームの建設及びホームヘルパーの増員など、不足する介護サービスの基盤整備を緊急に進めること。
二、低所得者に対する利用料及び保険料を免除又は軽減するため、介護保険に対する国の負担割合を五十％に戻すこと。
三、介護の認定及び提供されるサービスの水準

は、高齢者の生活実態を踏まえたものに改善し、現在受けているサービスを後退させないこと。
四、介護サービスの基盤整備が一定の段階に達するまで、保険料の徴収は凍結し、そのための財源は消費税などの増税によらず、無駄な公共事業の削減等で措置すること。

第二二五三号 平成十三年六月十三日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願

請願者 名古屋市長区鹿山三ノ二〇、室生昇 外千名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二二五四号 平成十三年六月十三日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願

請願者 山口県防府市国衙四ノ二ノ五 吉末功 外二百九十一名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二二五五号 平成十三年六月十三日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願

請願者 兵庫県加西市北条町古坂二ノ三三 伊藤昭博 外二百九十三名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二二五六号 平成十三年六月十三日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願

請願者 秋田市将軍野東一ノ二ノ二四 今野剛 外二百九十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二二七二号 平成十三年六月十三日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 京都府舞鶴市東神崎二八四 新谷篤則 外千九百九十九名
紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七五号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 愛知県岩倉市大市場町郷廻一四三 村瀬宣子 外千九百九十九名
紹介議員 大野つや子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七六号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 長野県佐久市岩村田三、八〇三ノ一 大塚悦子 外千九百九十九名
紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七七号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 広島県佐伯郡佐伯町永原五ノ五五 杉聡子 外千九百九十九名
紹介議員 日笠 勝之君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七八号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 広島市安芸区中野東六ノ二三ノ八 一ノ六 広兼愛 外千九百九十九名

紹介議員 松岡満壽男君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二七九号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県大洲市五郎甲一、九三七ノ

二 三保敏子 外千九百九十九名

紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八〇号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山市葵町八ノ一六 坂本勝

外九百七十九名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八一号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府池田市伏尾台三ノ一三ノ一

四 安見英司 外千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八二号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町国谷二、三

三三 大畑静江 外千九百九十九名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八三号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

請願者 埼玉県三郷市新和四ノ二七六 中

村正美 外九百九十九名

紹介議員 日下部博代子君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八四号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 広島県佐伯郡佐伯町永原五ノ五五

杉良二 外千九百九十九名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八五号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区六条町一ノ四八 鈴

木一枝 外千九百九十九名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八六号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府堺市高松一〇六 南康夫

外二千名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八七号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川四ノ九ノ二七

ノ一〇六 柴田繁 外千九百九十

九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八八号 平成十三年六月十四日受理
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛知県知多市新知字南惣作五二ノ

二 藤田加奈 外千九百九十九名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二八九号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 島根県松江市東忌部町三、一七三

ノ一 山田久 外千九百九十九名

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九〇号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市昭和町四ノ七 安岡

喜美 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九一号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県川口市木曾呂一、五四一ノ

三 高橋誠也 外九百八十一名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九二号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山東四ノ九ノ一

〇ノ六〇二 長谷川貞子 外三千

名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九三号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府与謝郡加悦町金屋三六 和

田郁子 外九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九四号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県松山市土居町一、〇五七ノ

四 加藤啓市 外千九百九十九名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九五号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町下鮎川

四四七 花村紘一 外千九百九十

九名

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九六号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県入間市宮寺一五ノ一 山下

和哲 外九百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二九七号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡安土町桑実寺六三ノ

六二 村上順子 外二千九百九十

名

九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二二九八号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市北区山田町四ノ八八 福田富穂 外千九百九十九名

紹介議員 清水 達雄君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二二九九号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡安土町内野七二七 仙波俊子 外千九百九十九名

紹介議員 森本 晃司君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二三〇〇号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市昆陽一ノ一六 清水克也 外千九百九十九名

紹介議員 成瀬 守重君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二三〇一号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 京都府綾部市高津町上地一三 上山菜海子 外千九百九十九名

紹介議員 続 訓弘君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二三〇二号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

第七部 厚生労働委員会会議録第十九号 平成十三年六月二十六日【参議院】

請願者 福島市渡利字薬師町二二二 井上トヨ 外九百九十九名

紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二三〇三号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 広島市西区己斐西町五ノ六 宮武あゆみ 外千九百九十九名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二三〇四号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 広島県東広島市西条町西条東五一 七ノ一 森中美根世 外千九百九十九名

紹介議員 岸 宏一君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二三〇五号 平成十三年六月十四日受理

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒羽町片田五六〇 齊藤雅史 外九百九十九名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二三〇六号 平成十三年六月十四日受理

安心して掛かりやすい医療に反する患者負担の再引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区小松二ノ一二ノ二 六ノ四〇六 大黒啓司 外十九名

紹介議員 井上 美代君

平成九年九月からの患者負担増及び消費税率の引上げなどが国民生活を脅かしている。ところが政府は、薬代の負担を増やす薬価制度の改悪、老

人の負担を増やす高齢者医療制度の創設、必要な医療を制限する診療報酬の「定額制」の拡大など更なる患者負担増を計画している。公共事業に社会保障の二・五倍の財政を投入するようなゆがんだ税金の使い方を改め、世界一高いといわれる薬価や医療機器価格にメスを入れれば、医療・社会保障の財源は十分に捻出できる。

二、健保の本人二割負担、高齢者及び難病患者の負担、薬代の負担を元に戻すこと。

三、入院期間の制限や病院つぶしの計画をやめ、保険外の負担を拡大しないこと。救急や医師体制など地域医療を拡充すること。

第二三〇七号 平成十三年六月十四日受理

安心して掛かりやすい医療に反する患者負担の再引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府吹田市樫切山一九ノ一六 小沢清美 外十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三〇六号と同じである。

第二三〇八号 平成十三年六月十四日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 東京都大田区大森北六ノ八ノ六 帯金清 外三千八百八十八名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二三〇九号 平成十三年六月十四日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 東京都品川区西大井六ノ一六ノ一 四上岡正勝 外三千八百八十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二三一〇号 平成十三年六月十四日受理

保険料についての特例措置の継続等介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 鳥取市岩倉四六七ノ一五ノ一ノ三 〇二 松崎容子 外七千二百七十一名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二三一一号 平成十三年六月十四日受理

保険料についての特例措置の継続等介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 鳥取市岩倉四二一ノ二八 三木由之 外七千二百七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

紹介議員 三 網中敏雄 外九千六十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二三七八号 平成十三年六月十四日受理
将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願

請願者 山口県熊毛郡田布施町大字波野六三ノ五 中田健治 外八千九十九名
紹介議員 松岡満壽男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三七九号 平成十三年六月十四日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 北村洋 外三十三名
紹介議員 続 訓弘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二三八〇号 平成十三年六月十四日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 大阪府城東区蒲生二ノ六ノ七ノ三〇九 長崎紘子 外九百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二三八一号 平成十三年六月十四日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 大阪府枚方市春日元町一ノ二二ノ二 花村二郎 外千名
紹介議員 森本 晃司君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二三八二号 平成十三年六月十四日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 山梨県甲府市里吉四ノ六ノ二六ノ五 東條利佳 外八千四百八十六名
紹介議員 奥石 東君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二三八三号 平成十三年六月十四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 山口県下関市安岡町一ノ四ノ一二 松谷豊 外四千一名
紹介議員 松岡満壽男君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二三八四号 平成十三年六月十四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 愛知県豊橋市東町字齊兵一ノ一 山口登喜男 外六千三百三十七名
紹介議員 鈴木 政二君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二三八五号 平成十三年六月十四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町大津町二ノ六〇四 近藤定信 外千三百八十七名
紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二三八六号 平成十三年六月十四日受理
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市三谷町二舗一〇六 永島義臣 外千名
紹介議員 鈴木 政二君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二三八七号 平成十三年六月十四日受理
小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願

請願者 滋賀県大津市本宮二ノ三ノ六ノ六〇二 山口剛史 外千二百五十八名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二三八八号 平成十三年六月十四日受理
小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願

請願者 東京都新宿区原町三ノ七三ノ一〇 一 細井由美 外千七百七十七名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二三八九号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県松山市立花二ノ三ノ二〇 大西美津子 外百名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二三九〇号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 神戸市西区玉津町高津橋四五ノ三 森田幸浩 外九百九十九名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二三九一号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市伏見区久我本町七ノ一七〇 仲野くるみ 外九百九十九名
紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二三九二号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 島根県松江市東忌部町三、一七三 一 岩田里美 外二千九百九十九名
紹介議員 景山俊太郎君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二三九三号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 奈良市山陵町二、一七ノ二 安屋紀子 外九百九十九名
紹介議員 吉田 之久君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二三九四号 平成十三年六月十四日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府堺市高松一〇六 土井住子 外二千一名
紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二四〇三号 平成十三年六月十四日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡高月町雨森一、五八 七 平井茂彦 外二千四百九十九名
紹介議員 井上 美代君
てんかんを持つ人は全国で百万人いるといわれているが、医療及び福祉を取り巻く環境は貧弱である。てんかんを持つ人は発作の心配を抱えながら生活しており、また、その六割は在宅であることから社会参加がしやすい環境の整備が求められている。

については、次の事項について実現を図られた
い。

一、てんかんセンター及び国の医療機関における
てんかん医療を充実させること。

二、他の障害者と同様に、J・Rなどの公共交通機
関における運賃割引制度の対象とすること。

三、障害者雇用率制度の適用対象とすること。ま
た、てんかんを持つ人が安心して働くことので
きる特例子会社のモデル工場を設立すること。

四、障害者別の福祉法ではなく、総合的な福祉法
を制定すること。当面、障害者基本法にてんか
んを含むことを明記すること。

第二四〇四号 平成十三年六月十四日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 富山市岩瀬萩浦町二六 永井勝
外二千七百七十六名

紹介議員 金本 邦茂君
この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二四〇五号 平成十三年六月十四日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 岩手県一関市山目字館六八ノ二〇
三 小林琴子 外千九百九十九名

紹介議員 亀谷 博昭君
この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二四〇六号 平成十三年六月十四日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 栃木県黒磯市錦町一五ノ六 谷口
ミツ 外千九百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二四〇七号 平成十三年六月十四日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 大阪府吹田市岸部北三ノ三四ノ一
一ノ一〇一 近藤正樹 外二千一
名

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第七部 厚生労働委員会会議録第十九号 平成十三年六月二十六日【参議院】

関する請願
請願者 石川県小松市吉竹町南一〇五 福
田俊彦 外千九百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二四〇八号 平成十三年六月十四日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 埼玉県川越市市場二、四六五ノ三
遠藤安紀子 外千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二四〇九号 平成十三年六月十四日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 高知市横浜新町二ノ二〇四 杉本
利雄 外千九百九十九名

紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二四一二号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 広島市西区己斐西町五ノ六 宮武
剛 外九百九十九名

紹介議員 山内 俊夫君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一三号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 大阪府吹田市岸部北三ノ三四ノ一
一ノ一〇一 近藤正樹 外二千一
名

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一四号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 大阪府高槻市新家新町四八ノ二
西山修 外千九百九十九名

紹介議員 黒岩 秩子君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一五号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 埼玉県蕨市南町四ノ四一 田
熊和夫 外千八百八十一名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一六号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 京都府向日市物集女町中海道五九
ノ二六 村井文枝 外九百九十九
名

紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一七号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 鹿児島市川上町五四九ノ一三 岡
元さゆり 外千九百九十九名

紹介議員 松谷蒼一郎君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一八号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 兵庫県西宮市山口町下山口四ノ二
ノ五 小西祐功 外千九百九十九
名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一九号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 埼玉県川口市安行西立野二四四ノ
一五 小野寺浩司 外千九百九十九
名

紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二〇号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 名古屋市西区栄生一ノ三五ノ五
後藤雅二 外千九百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二二号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 鹿児島市川上町五四九ノ一三 田
畑竜二 外千九百九十九名

紹介議員 松崎 俊久君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二二号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 京都府与謝郡野田川町三河内一、
四七五 上田主税 外九百九十九
名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四一九号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 埼玉県川口市安行西立野二四四ノ
一五 小野寺浩司 外千九百九十九
名

紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二〇号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 名古屋市西区栄生一ノ三五ノ五
後藤雅二 外千九百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二二号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 鹿児島市川上町五四九ノ一三 田
畑竜二 外千九百九十九名

紹介議員 松崎 俊久君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二二号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 京都府与謝郡野田川町三河内一、
四七五 上田主税 外九百九十九
名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二二号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 京都府与謝郡野田川町三河内一、
四七五 上田主税 外九百九十九
名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第二二一二号と同じである。

第二四二二号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 京都府与謝郡野田川町三河内一、
四七五 上田主税 外九百九十九
名

第二四四七号 平成十三年六月十五日受理
骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町大字豊岡六、

〇六〇ノ二九 猪須啓行 外九千九百九十九名

紹介議員 弘友 和夫君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四四八号 平成十三年六月十五日受理

骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町豊岡六、〇六

〇ノ四三 佐藤一雄 外九千九百九十九名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四四九号 平成十三年六月十五日受理

骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町豊岡六、〇六

九ノ三五 恒成康治 外九千九百九十九名

紹介議員 益田 洋介君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四五〇号 平成十三年六月十五日受理

骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町豊岡六、一〇

〇ノ二九七 重石勇雄 外九千九百九十九名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四五一号 平成十三年六月十五日受理

骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分県杵築市大字南杵築一、六九

六ノ四 藤松正行 外九千九百九十九名

紹介議員 森本 晃司君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四五二号 平成十三年六月十五日受理

骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町豊岡三七八ノ五 和田久松 外九千九百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四五三号 平成十三年六月十五日受理

骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町三三三ノ八

渡辺アヤコ 外九千九百九十九名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四五四号 平成十三年六月十五日受理

骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願

請願者 大分市大字関園一七ノ五三 伊勢戸美智子 外九千九百九十九名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第二四三三号と同じである。

第二四五五号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町宮下七二八ノ九 朝倉清 外四十七名

紹介議員 阿部 幸代君

長引く不況の下、パートや臨時雇用の労働者の月収や時間給は極めて低く、生活が困難な状況にあるため、時間給の引上げと正規労働者との「均等待遇」が求められている。また、現行の最低賃金制では地域間格差が大きいことから、最低賃金の時間額の引上げとともに地域間格差の是正や下請単価の引上げが必要である。一方、失業者問題も深刻な状況が続いているが、主な原因が企業によるリストラ・人員削減にあることは明らかである。このため、整理解雇の四要件を含む解雇規制に関する法律の制定とともに、企業組織の変更に際しては本人の同意を必要とする旨の労働者保護に関する法律の整備が求められている。さら

に、我が国の労働者は長時間の労働を強いられる上にサービス残業も解消されていないことから、使用者に対し実労働時間を正確に把握する時間管理を義務付けるなど、サービス残業を無くするための実効性ある措置を採る必要がある。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、パートタイム労働者などの時間給の引上げ及び正規労働者との「均等待遇」を実現するとともに、現行の最低賃金を改善すること。
二、企業による一方的な解雇を規制するための法律を制定すること。
三、サービス残業を無くすとともに、時間外労働の上限を設定することにより労働時間を短縮すること。
四、下請、委託、家内労働などに従事する労働者に対し適切な賃金、労働条件を確保すること。

第二四五六号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市沼田三二九ノ三 椎名剛 外五十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四五七号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市扇町一〇ノ七 石井利広 外四十七名

紹介議員 池田 幹幸君

第二四五九号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市国府津二、四一〇ノ七 大野幸弘 外四十七名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六〇号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市国府津一、九九三ノ六 伊藤弘 外四十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六一号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市田中一、一七七 齊藤元 外四十七名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六二号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市鴨宮六〇一ノ一 六 大沼清 外四十七名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六三号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県秦野市曾屋一八〇一 松田佳子 外四十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六四号 平成十三年六月十五日受理

労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市南鴨宮三ノ四四

紹介議員 ノ六 綾部秋意 外四十七名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六五号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 神奈川県平塚市万田一、〇一八
加藤一二 外四十七名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六六号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町宮下七
二八〇九 工藤文雄 外四十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六七号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町中央四
ノ三〇五 保科清松 外四十七名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六八号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 川崎市多摩区菅野戸呂一二ノ五
渡辺初江 外四十七名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四六九号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 神奈川県小田原市中里一二ノ五
北条昭次 外四十七名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七〇号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 横浜市鶴見区栄町通四ノ三八ノ五
菊池昭二 外四十七名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七一号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋
三五〇ノ五 飛田貢 外四十七名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七二号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 川崎市多摩区中野島三ノ三ノ一
一三輪泰裕 外四十七名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七三号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 川崎市多摩区栗谷二ノ八ノ一八
小林繁 外四十七名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七四号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 川崎市多摩区枋形三ノ三ノ三ノ二
〇一 早野和宏 外四十七名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七五号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 横浜市鶴見区仲通一ノ五六ノ二
阿波根康憲 外四十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七六号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 横浜市鶴見区平安町二ノ六ノ一八
神原隆弘 外四十七名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七七号 平成十三年六月十五日受理
労働者のためのルールの確立に関する請願
請願者 横浜市鶴見区平安町二ノ二ノ一五
中村珍也 外四十七名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七八号 平成十三年六月十五日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八
中野勲 外一名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二四九〇号 平成十三年六月十五日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願
請願者 山梨県甲府市北新二ノ七ノ二三
原美智子 外二万九百九十九名
紹介議員 奥石 東君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二四九一号 平成十三年六月十五日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 長崎県佐世保市須田尾町二九五
泉理章 外二万九百九十九名
紹介議員 松谷蒼一郎君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二四九二号 平成十三年六月十五日受理
小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願
請願者 仙台市青葉区上杉一ノ一六ノ四ノ一、〇〇二 服部桂子 外七百四十七名
紹介議員 齊藤 滋宣君
この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二四九三号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市高津町九ノ三〇
仙波聡史 外二万九百九十九名
紹介議員 平野 貞夫君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二四九四号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県東浅井郡湖北町猫口二五二
島田俊之 外九百九十九名
紹介議員 伊藤 基隆君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二四九五号 平成十三年六月十五日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 広島市佐伯区三宅五ノ三二ノ一
ノAノ二〇二 吉岡隆治 外九百九十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二四九六号 平成十三年六月十五日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に関する請願

請願者 大阪府豊中市向丘三ノ六ノ四五ノ

八〇二 谷口ひとみ 外二千百四

十二名

紹介議員 齊藤 滋宣君

この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二四九七号 平成十三年六月十五日受理

てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 愛媛県松山市古三津三ノ七ノ三五

鶴井啓司 外千九百九十五名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

六月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法

律案

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

案

(小字は衆議院修正)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法
律

(目的)

第一条 この法律は、労働条件その他労働関係に

関する事項についての個々の労働者と事業主と

の間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事

項についての個々の求職者と事業主との間の紛

争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)に

ついて、あつせんの制度を設けること等によ

り、その実情に即した迅速かつ適正な解決を圖

ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第二条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該

個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、

誠意をもって、自主的な解決を図るように努め

なければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第三条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争

を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主

的な解決を促進するため、労働者、求職者又は

事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労

働者の募集及び採用に関する事項についての情

報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(当事者に対する助言及び指導)

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争

(労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五

号)第六条に規定する労働争議に当たたる紛争及

び国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に

関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)

第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に関

し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は

一方からその解決につき援助を求められた場合

には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、

必要な助言又は指導をすることができ、

2 都道府県労働局長は、前項に規定する助言又

は指導をするため必要があると認めるときは、

広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に

関し専門的知識を有する者の意見を聴くものと

する。

3 事業主は、労働者が第一項の援助を求めたこ

とを理由として、当該労働者に対して解雇その

他不利益な取扱いをしてはならない。

(あつせんの委任)

第五条 都道府県労働局長は、前条第一項に規定

する個別労働関係紛争(労働者の募集及び採用

に関する事項についての紛争を除く。)につい

て、当該個別労働関係紛争の当事者(以下「紛争

当事者」という。)の双方又は一方からあつせん

の申請があつた場合において当該個別労働関係

紛争の解決のために必要があると認めるとき

は、紛争調整委員会にあつせんを行わせるもの

とする。

2 前条第三項の規定は、労働者が前項の申請を

した場合について準用する。

(委員会の設置)

第六条 都道府県労働局長に、紛争調整委員会(以

下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条第一項のあつせんを行う機関

とする。

(委員会の組織)

第七条 委員会は、委員三人以上十二人以内を

もつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚

生労働大臣が任命する。

3 委員会に会長を置き、委員の互選により選任

する。

4 会長は会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちからあ

らかじめ互選された者がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ、

3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職

務を行う。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格事項)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、委

員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又はその執行を受けることがなくなった

日から五年を経過しない者

2 委員が前項各号のいずれかに該当するに至つ

たときは、当然失職する。

(委員の解任)

第十条 厚生労働大臣は、委員が次の各号のいず

れかに該当するときは、その委員を解任するこ

とができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと

認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しな

い非行があると認められるとき。

(会議及び議決)

第十一条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、会長又は第七条第五項の規定によ

り会長を代理する者のほか、委員の過半数が出

席しなければ、会議を開き、議決をすることが

できない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決

する。可否同数のときは、会長が決する。

(あつせん)

第十二条 委員会によるあつせんは、委員のうち

から会長が事件ごとに指名する三人のあつせん

委員によつて行う。

2 あつせん委員は、紛争当事者間をあつせんし、

双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件

が解決されるように努めなければならない。

第十三条 あつせん委員は、紛争当事者から意見

を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見

を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を

求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成

し、これを紛争当事者に提示することができ

る。

2 前項のあつせん案の作成は、あつせん委員の

全員一致をもつて行うものとする。

第十四条 あつせん委員は、紛争当事者からの申

立てに基づき必要があると認めるときは、当該

委員会が置かれる都道府県労働局長の管轄区域

内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名す

る者から当該事件につき意見を聴くものとす

る。

第十五条 あつせん委員は、あつせんに係る紛争

について、あつせんによつては紛争の解決の見

込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切

ることができる。

(時効の中断)

第十六条 前条の規定によりあつせんが打ち切ら

れた場合において、当該あつせんの申請をした

者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に

あつせんの目的となつた請求について訴えを提

起したときは、時効の中断に関しては、あつせ

んの申請の時に、訴えの提起があつたものとみ

なす。

(資料提供の要求等)

第十七条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(あつせん状況の報告)

第十八条 委員会は、都道府県労働局長に対し、厚生労働省令で定めるところにより、あつせん状況について報告しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、委員会及びあつせんの手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(地方公共団体の施策等)

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談^{あつせん}その他の必要な施策を推進するように努めるものとする。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の施策として、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて地方労働委員会が行う場合には、中央労働委員会は、当該地方労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(船員に関する特例)

第二十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しは、第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。）」と、同項中「紛争調整委員会にあつせんを行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会にあつせんを委

任する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行うあつせんについては、第六条から第十九条までの規定は、適用しない。

3 前項のあつせんの事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が事件ごとに指名する三人のあつせん委員によつて行う。この場合において、当該あつせん委員は、紛争当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 第十二条第二項、第十三条及び第十五条から第十九条までの規定は、第二項のあつせんについて準用する。この場合において、第十七条及び第十八条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、同条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。）」と、同条及び第十九条中「厚生労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と、同条中「委員会及びあつせん」とあるのは「あつせん」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により読み替えられた第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項並びに前項の規定により読み替えて準用される第十八条に規定する地方運輸局長(海運監理部長を含む。)の権限は、国土交通省令で定めるところにより、海運支局長に委任することができる。

(適用除外)

第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第四号の職員、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項の企業職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員

であつて地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第百五条の三を削る。

(船員法の一部改正)

第三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百二条中「労働争議の下に」及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第 号)第四条第一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により読み替えられた同法第五条第一項の規定により船員地方労働委員会があつせんを委任されたもの」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第四条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「第百二条及び第百五条の三」と及び第百二条に改める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第五条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「機会均等調停委員会」を「調停」に改める。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主(以下「関係当事者」という。))との間の

の」を「前条に規定する」に、「関係当事者の」を「当該紛争の当事者の」に、「当該関係当事者」を「当該紛争の当事者」に改め、第二章第一節中同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十二条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第 号)第十四条第一項において

「個別労働関係紛争解決促進法」という。第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第十九条までに定めるところによる。

「第二節 機会均等調停委員会」を「第二節 調停」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(調停の委任)

第十四条 都道府県労働局長は、第十二条に規定する紛争(第五条に定める事項についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十五条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第十六条の前の見出しを削る。

第十九条中「委員会及び」を削る。

請願者 和歌山市杭ノ瀬二七ノ四七 久松美保子 外千九百九十九名 紹介議員 阿部 幸代君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二五〇九号 平成十三年六月十八日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 名古屋南区鳴尾一ノ一七四ノ四 堀田豊和 外千九百九十九名 紹介議員 薬科 満治君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	八 魚住正吾 外千二百一十一名 紹介議員 但馬 久美君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。 第二五一四号 平成十三年六月十八日受理 食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願 請願者 大阪府枚方市渚栄町二ノ五 橋本謙二 外千名 紹介議員 山下 栄一君 この請願の趣旨は、第四号と同じである。	小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 名古屋港区木場町九ノ一ノ一ノ五〇四 鬼頭春子 外九百九十九名 紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。 第二五七二号 平成十三年六月十九日受理 てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に関する請願 請願者 福岡市城南区友丘二ノ七ノ一二 西川敬子 外千九百九十九名 紹介議員 沢 たまき君 この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。
第二五〇五号 平成十三年六月十八日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 大阪市住吉区荻田五ノ一ノ二二ノ二〇一 中山博文 外二千一名 紹介議員 山下 栄一君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二五一〇号 平成十三年六月十八日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 大阪市住吉区荻田五ノ一ノ二二ノ二〇一 熊谷隆 外二千名 紹介議員 谷川 秀善君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二五一五号 平成十三年六月十八日受理 国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願 請願者 東京都清瀬市下清戸一ノ二二ノ一六五ノ三 畠山真 外千五百六十一名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。	第二五七三三号 平成十三年六月十九日受理 将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願 請願者 神奈川県座間市相模が丘四ノ九ノ八 塩野谷富治 外四百三十八名 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第二五〇七号 平成十三年六月十八日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 京都府綾部市青野町鶴ノ目一ノ一五 上貞尚子 外千九百九十九名 紹介議員 谷本 魏君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二五一二二号 平成十三年六月十八日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 京都府相楽郡木津町木津川台八ノ二三ノ三 沼田肇 外千九百九十九名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二五一六号 平成十三年六月十八日受理 交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願 請願者 大阪府東区新喜多二ノ六ノ一二 易平真由美 外九百九十八名 紹介議員 谷川 秀善君 この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。	第二五七四号 平成十三年六月十九日受理 将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願 請願者 神奈川県横須賀市望洋台一八ノ九 佐藤祐治 外四百三十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第二五〇八号 平成十三年六月十八日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 名古屋港区当知四ノ一〇六ノ三〇二 久野賢一 外千九百九十九名 紹介議員 佐々木知子君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二五一三三号 平成十三年六月十八日受理 小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願 請願者 愛媛県宇和島市保手四ノ四ノ二ノ一八名 紹介議員 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。	第二五一七号 平成十三年六月十八日受理 小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願 請願者 大阪府松原市田井城二ノ二ノ二四〇八 村上秀男 外千二百三十三名 紹介議員 齋藤 勁君 この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。	第二五七五号 平成十三年六月十九日受理 食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願 請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 黒島茂 外四十二名 紹介議員 鶴岡 洋君 この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二五七六号 平成十三年六月十九日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県仲多度郡多度津町葛原一、
一一ノ三 西山昇 外六千二百
九十四名

紹介議員 山内 俊夫君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二五七七号 平成十三年六月十九日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 川崎市宮前区宮崎一ノ三ノ五ノ二
〇四 甲山裕子 外四千一名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二五七八号 平成十三年六月十九日受理
中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業
の実施に関する請願

請願者 東京都多摩市諏訪二ノ四ノ一ノ二
〇二 大久保明男 外三百三十八
名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第二五七九号 平成十三年六月十九日受理
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的
対策確立に関する請願

請願者 三重県津市新町二ノ一〇ノ一九
村主すみ江 外千七百九名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第二五八〇号 平成十三年六月十九日受理
小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充
に関する請願

請願者 静岡県沼津市小諏訪六一〇ノ七ノ
一〇一 高木かおる 外千三百九
十名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二五八一号 平成十三年六月十九日受理
小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充
に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡大平町富田二、二
八四ノ三 宮田由美子 外九百三
十九名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二五八二号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 愛知県大府市横根町坊主山一ノ六
二〇 大塚里佳 外千九百九十九
名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五八三号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 東京都小金井市緑町五ノ九ノ二〇
須藤憲一 外九百九十九名

紹介議員 森田 次夫君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五八四号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 京都府竹野郡網野町字浅茂川五二
三 嶋崎孝信 外千九百九十九名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五八五号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 滋賀県蒲生郡蒲生町蒲生堂三四〇
ノ一六六 広瀬八重子 外二千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

請願者

名古屋市中川区金山町一ノ一五ノ
四ノ三〇三 餅原明日美 外千九
百九十九名

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五八六号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 京都府竹野郡網野町字網野二、六
一七ノ二 前川嘉之 外二千名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五八七号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 さいたま市上木崎一ノ八ノ二〇ノ
一、五〇六 堀博 外千九百九十
九名

紹介議員 三浦 一水君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五八八号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 埼玉県草加市柳島町三九五ノ九
大越百合子 外三千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五八九号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 滋賀県蒲生郡蒲生町蒲生堂三四〇
ノ一六六 広瀬八重子 外二千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五九〇号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一
九ノ一 安井須美子 外二千名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五九一号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関す
る請願

請願者 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町中里
五七五 畑野建治 外千九百九十
九名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二五九二号 平成十三年六月十九日受理
交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳による
サービス拡大に関する請願

請願者 山形県南陽市宮内三、一九二ノ一
二瓶充 外九百九十九名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第二一八〇号と同じである。

第二五九三号 平成十三年六月十九日受理
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的
対策確立に関する請願

請願者 山形県鶴岡市美原町六ノ二一 小
林豊次郎 外千六百十名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第二五九四号 平成十三年六月十九日受理
てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に
関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町大和四二ノ四
中山由美子 外千九百九十九名

紹介議員 阿部 正俊君
この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二六〇七号 平成十三年六月十九日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 福岡県久留米市安武町武島七二七ノ一六 田中大輔 外二千二百二十五名

紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第二一一二号と同じである。

第二六一一号 平成十三年六月二十日受理
高齢者の施設建設等に関する請願
請願者 大阪府堺市新金岡町三丁八ノ六ノ二〇二 岩田忠 外七十一名

紹介議員 黒岩 秩子君
介護保険制度の実施に伴い、「住み慣れた街中にあり、だれもが利用したくなる」高齢者施設の建設が緊急に求められている。
ついては、次の措置を採らねばならない。

一、高齢者の施設建設及び運営については、国に責務があることを明確にするとともに、「新ゴールドプラン」の早期達成はもとより、その見直しを含め計画目標を質・量共に引き上げ、その実施を図ること。

二、各種施設の建設を促進するため、建設用地の確保に関連して国庫補助制度の創設、公共用地の提供など特別の措置を採ること。

三、建設費についての国庫負担率（現行五割）を大幅に引き上げること。

四、特別養護老人ホームの公共性を維持すること。

1 特養ホーム経営への営利企業の参入を認めないこと。

2 特養ホーム入所者が入院した場合、施設運営に支障を来さないよう必要な財政措置を講ずること。

3 運営費については、介護報酬だけでなく入

所者の生活費部分も公費による補助を拡大すること。

五、特別養護老人ホームを改善すること。

1 個室比率（現行三割）を格段に高め、「個室」、「相部屋」選択の自由を保障すること。

基準を上回る個室について利用者に別途費用負担が掛からないようにすること。

2 職員定数を大幅に増やし、夜間体制を充足させること。

3 医師・看護婦の常駐又は常時派遣の態勢をとること。

4 小規模特養の定員（現行三十人）を最低十人に引き下げる。

六、グループホーム、グループハウス等の制度改善について

1 痴呆対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）については、夜間における人員配置基準を引き上げること。

2 高齢者グループリビング事業（グループハウスの助成措置は、年額事業費（運営費）とすること。

3 2に掛かる建設費用及び、1、2に掛かる民間住宅の買上げ、借上げに要する費用について助成措置を採ること。

4 高齢者の生活福祉センター運営事業については、夜間の職員配置を行うなど「虚弱・痴呆」対応も可能な措置を採ること。

5 非営利団体が運営する宅老所（デイハウス）については、実情に即した助成措置を採ること。

第二六一二号 平成十三年六月二十日受理
母子家庭に対する自立支援施策の一層の充実等に関する請願

請願者 神奈川県高座郡寒川町岡田七ノ一ノ二二一〇四 鈴木芳恵 外九名

紹介議員 石井 一二君

母子家庭の多くは経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれている。このため、国は母子

家庭の子供の健全な育成を支援するとともに、母親が養育責任を十分果たせるよう、必要な援助を行うべきである。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、児童扶養手当の支給、母親の就労支援、修学資金・就学支度資金等の福祉貸付け、相談事業など、母子家庭に対する自立支援施策の一層の充実を図ること。

二、母子家庭の母親が恒常的な残業や休日勤務などにより、子供の養育が一時的に困難になった場合の子育て支援短期利用事業等の一層の充実を図ること。

三、母子家庭が公営住宅に入居を希望する場合、母子及び寡婦福祉法第十八条に定められた「地方公共団体は、公営住宅法による公営住宅の供給を行なう場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない」旨の徹底を図ること。

四、次世代を担う子供の分け隔てない健やかな成長と母子家庭にとって子育てに優しい社会を実現するため、母子家庭の経済生活の安定と自立を促進するための施策の充実・強化を図ること。

第二六二七号 平成十三年六月二十日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 二村睦子

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二六二八号 平成十三年六月二十日受理
介護保険の改善及び医療保険の改悪反対に関する請願

請願者 東京都国分寺市本多二ノ一〇ノ一 三 茅野貴志 外八十六名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二六二九号 平成十三年六月二十日受理
国立病院及び療養所の廃止、移譲及び独立行政法人化反対等に関する請願

請願者 鳥取県気高郡気高町常松二七〇 田中邦子 外百四十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三〇号 平成十三年六月二十日受理
マッサージュ診療報酬の引上げに関する請願

請願者 石川県金沢市田上二ノ八四 尾小 山輝子 外百九十五名

紹介議員 木俣 佳文君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第二六三一号 平成十三年六月二十日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 青森県八戸市湊町字上ノ山七〇 柳正子 外二百四十九名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二六三二号 平成十三年六月二十日受理
介護サービス基盤の整備等介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 東京都大田区北糀谷一ノ一三ノ六 小林廣 外二十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二二五二号と同じである。

第二六三三号 平成十三年六月二十日受理
安心して掛かりやすい医療に反する患者負担の再引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都大田区大森東二ノ二七ノ一 五 佐藤英夫 外二十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二三〇六号と同じである。

第二六三四号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 板木県小山市間々田二、四五二ノ六 工藤正昭 外千九百九十九名
紹介議員 久野 恒一君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六三五号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府住吉区荻田五ノ一ノ二二ノ二〇一 辻誠 外二千二一名
紹介議員 木俣 佳文君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六三六号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府住吉区荻田五ノ一ノ二二ノ二〇一 丸野達志 外六千五百三十二名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六三七号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡吉原一六ノ五ノ二二〇二 平川香 外五千七百二十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六三八号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府与謝郡加悦町温江九〇四
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

坂根貴之 外四千五百二十名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六三九号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市西台三ノ一〇 山本由美子 外五千五百二十二名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四〇号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県彦根市田附町五六七 今宮貞美 外二千九百九十九名
紹介議員 内藤 正光君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四一号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 島根県松江市東忌部町三、一七三ノ一 渡辺健史 外千九百九十九名
紹介議員 常田 享詳君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四二号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府与謝郡岩滝町岩滝三七七ノ一 梅本正代 外二千九百九十九名
紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四三号 平成十三年六月二十日受理
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 さいたま市佐川六八九ノ八 寺谷伊織 外二千五百二十名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四四号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 札幌市清田区平岡九条一ノ八ノ三 三 高橋陽一 外二千五百二十名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四五号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府綾部市仁和町松本岡一九 佐々木桂子 外二千五百二十名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四六号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中区天白町二ノ六ノ八一 伊藤きくえ 外二千五百二十名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四七号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都町田市真光寺町三四三ノ一ノ四〇二 川見昌子 外二千五百二十名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四八号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中区鳴丘一ノ一、一一三 福井久雄 外二千五百二十名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六四九号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都江東区大島一ノ八ノ一九 宇田川武文 外二千五百二十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五〇号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 千葉県船橋市上山町三ノ五六二ノ二〇 武田孝三 外二千五百二十名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五一号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜上水三ノ二二 後藤浩 外二千五百二十名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五二号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 さいたま市三橋六ノ一、二七二ノ五 野沢一夫 外二千五百二十名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五三号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府八尾市竹洲五ノ九五 今井 敬直 外二千五百二十名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五四号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 横浜市港南区笹下二ノ一四ノ四六 天野くみ恵 外二千五百二十名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五五号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 愛知県刈谷市今川町山ノ神一四八 塚崎義弘 外二千五百二十名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五六号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 広島市佐伯区三宅三ノ二ノ八ノ一八 伊藤節子 外二千五百二十名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五七号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

請願者 和歌山県日高郡龍神村柳瀬六二三 小川志保 外二千五百二十名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五八号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府高槻市南総持寺町五ノ三七 ノ一〇一 原田敏恵 外二千五百二十名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六五九号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府平野区長吉六反四ノ八ノ三 六 武田啓子 外二千五百二十名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六六〇号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 愛媛県八幡浜市日土町六ノ八一二 坂野広治 外二千五百二十名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六六一号 平成十三年六月二十日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市錦一ノ五七四ノ一 ノ三〇四 久武俊也 外二千五百二十名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六六二号 平成十三年六月二十日受理
将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願
請願者 沖縄県宜野湾市大山二ノ三二ノ八 東里知子 外十四名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二六六三号 平成十三年六月二十日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 東京都西東京市南町四ノ八ノ五 平野藍子 外五百三十名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二六六四号 平成十三年六月二十日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 徳島市南田宮一ノ三ノ二三 山本 真由美 外八千五百五十四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二六六五号 平成十三年六月二十日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願
請願者 宮崎市大字熊野一〇、三六一ノロ 杉田スミ子 外八千五百五十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二六六六号 平成十三年六月二十日受理
保険料についての特例措置の継続等介護保険の緊急改善に関する請願
請願者 長野県上田市大字下之郷四七三ノ一 渡辺由紀子 外千九百十二名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一一九三三号と同じである。

第二六六七号 平成十三年六月二十日受理
保険料についての特例措置の継続等介護保険の緊急改善に関する請願
請願者 長野県飯田市駄科六〇五 矢澤勝 幸 外千九百十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一九三三号と同じである。

第二六六八号 平成十三年六月二十日受理
高齢者の施設建設等に関する請願
請願者 大阪府堺市北野田五六一ノ二七 松原芳三 外七十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二六一一号と同じである。

第二六六九号 平成十三年六月二十日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都大田区大森西二ノ二三ノ七 三角和二 外一万六千六百一十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二六七〇号 平成十三年六月二十日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願
請願者 京都府城陽市寺田樋尻九五ノ八三 河本幾江 外一万二千二百二十二名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二六八三号 平成十三年六月二十日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願
請願者 横浜市栄区長沼町四一〇ノ二 足 立薫 外四千七百五十七名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第二六八四号 平成十三年六月二十日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度
の改善に関する請願

請願者 京都市山科区上花山坂尻一九ノ三
山本久美子 外四千七百五十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第二六八五号 平成十三年六月二十日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願

請願者 東京都渋谷区本町四ノ七ノ四 石
田雅行 外二十五名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

平成十三年七月三日印刷

平成十三年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D